

令和四年十一月 青森県議会第百二十二回定例会会議録 第四号

令和四年十二月二日(金) 議事日程 第四日

午前十時三十分開議

第一、一般質問

第二、議長休会提議

本日の会議に付した事件

第一、一般質問(工藤兼光、関 良、山本知也、和田寛司各議員)

第二、議長休会提議

午前十時三十分開議

出席議員 四十六名

議長 長三橋 一三

副議長 長蛇 沢正勝

一番 三橋 一三

二番 成田 陽光

三番 山本 知也

四番 福士 直治

五番 大崎 光明

六番 木明 和人

七番 和田 寛司

八番 小比類 巻正規

九番 谷川 政人

十番 鶴賀 谷貴

十一番 田中 満

十二番 吉俣 洋

十三番 山口 多喜二

十四番 山口 多喜二

十五番 鳴海 惠一郎

十六番 花田 栄介

十七番 齊藤 爾

十八番 菊池 憲太郎

十九番 寺田 達也

二十番 吉田 絹恵

二十一番 今博

二十二番 松田 勝

二十三番 関良

二十四番 一戸 富美雄 二十五番 工藤 義春  
 二十六番 蛭沢 正勝 二十七番 高橋 修一  
 二十八番 工藤 慎康 二十九番 夏堀 浩一  
 三十番 櫛引 ユキ子 三十一番 山谷 清文  
 三十二番 畠山 敬一 三十三番 安藤 晴美  
 三十四番 川村 悟 三十五番 渋谷 哲一  
 三十六番 丸井 裕 三十七番 山田 知  
 三十八番 岡元 行人 三十九番 工藤 兼光  
 四十番 森内 之保留 四十一番 清水 悦郎  
 四十二番 越前 陽悦 四十三番 阿部 広悦  
 四十四番 田中 順造 四十五番 伊吹 信一  
 四十六番 田名部 定男 四十七番 鹿内 博  
 欠員 二名  
 十三番 四十八番

出席事務局職員

局長 田中道郎

総括主幹 佐々木 真也

総括主幹 中野 弥寿喜

専門員 堀越 聡子

主幹 荒井 千万人

次長 石岡 勇一

総括主幹 高橋 正樹

主幹 古川 祐子

主幹 前川 好之

地方自治法第百二十一条による出席者

知事 三村 申吾

副 知 事 青 山 祐 治  
副 知 事 柏 木 司

総務部長 小谷 知也

次 長 豊 島 信 幸  
財政課長 千葉 雄 文

企画政策部長 東 直 樹

環境生活部長 石坂 直 人

健康福祉部長 永 田 翔

商工労働部長 三 浦 雅 彦

農林水産部長 赤 平 次 郎

県土整備部長 宮 本 健 也

危機管理局長 橋 本 恭 男

観光国際戦略局長 堀 義 明

エネルギー総合対策局長 坂 本 敏 昭

教 育 長 和 嶋 延 寿

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

警察本部長 磯 丈 男

○議長（三橋一三） おはようございます。ただいまより会議を開きます。

◎ 一般質問 継続

○議長（三橋一三） 一般質問を継続いたします。

三十九番工藤兼光議員の登壇を許可いたします。——工藤兼光議員。

○三十九番（工藤兼光） おはようございます。自由民主党の工藤兼光でございます。第三十二回定例会に当たり、登壇の機会をいただきましたことに感謝を申し上げ、通告の順に従って質問したいと思います。

最初の質問は、八月三日からの大雨災害への対応についてであります。まずは、八月の大雨により被災された全ての方々に改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を心からお祈り申し上げます。また、知事をはじめ、県執行部の方々や関係機関の皆様方による復旧に向けた御尽力に対しまして、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

まずは、道路、河川の復旧と今後の対策について伺います。

西北管内でも日本海沿いを鱒ヶ沢町から深浦町を経由して秋田県八峰町に抜ける国道一〇一号の複数箇所において、冠水、土砂流出等により、通行に支障が生じました。また、県管理河川の施設被害も複数箇所が発生しました。日常生活にも大きな支障が生じるなど、地域住民や関係者の方々の不安や不便は想像を絶するものがあつたらうと認識しております。

今回の大雨災害については、これから復旧に向けた取組が本格化することと思いますが、一刻も早い復旧が待ち望まれているところであります。

そこで、まずは、西津軽管内における被災した公共土木施設の本復旧に向けた取組状況について伺いいたします。

次に、中村川についてであります。

中村川では、明海橋や舞戸橋の架け替えが終わったことから、拡幅工事が一日も早く完成し、安全に暮らせることを住民の方々は強く望んでおりましたところに、八月九日からの大雨による災害が起きました。三村知事が現地を視察した際には、平田町長が、中村川についてもしっかりと対策を講じてほしいと訴えたところでございます。壊れた部分の復旧だけに終わってしまうのではないかと、同様の大雨が降つたらまた被害に遭ってしまうのではないかと地域住民はとても不安になつておられると思っております。

そこで、中村川の再度災害防止対策について、どのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、市町村が管理する道路についてです。

九月の建設委員会で、被害の大きかった鱒ヶ沢町、深浦町が管理する道路災害への県の支援について質問させていただきました。その後、去る十月十八日に両町長から、町道山子線開晴橋及び町道長慶平一号線の災害復旧への支援について要望したところ、知事からは、県が代行して復旧工事を行うとの回答をいただいたと聞いております。

そこで、鱒ヶ沢町と深浦町から要請のあった町道山子線開晴橋及び町道長慶平一号線の災害復旧に関する代行事務について、県の対応と今後の予定をお伺いいたします。

次に、在来線の復旧についてであります。

八月三日からの大雨災害では、県内の多くの区間で運休が発生するとともに、鉄道施設に大きな被害を及ぼしました。特に五能線は、地域住民の暮らしの足としてだけでなく、日本海の絶景を楽しめるローカル線として全国的に観光客に人気の高い路線であり、地域経済を再起動するために必要不可欠なものであります。大雨によってコロナ禍からの反転攻勢が期待された今年の夏から秋の観光シーズンに運休となったことは、とても残念でなりません。

先月、岩館―深浦間については、十二月九日頃の運転再開との発表がありました。深浦―鱒ヶ沢間については、近日中に運転再開の時期を示すことができる見込みとのことで、詳しい再開時期は示されませんでした。

そこで、JR五能線の現状と県の対応についてお伺いいたします。次に、被災市町村の復興、活性化に向けた取組への支援についてであります。

今回の大雨災害では、住民生活のみならず、商工業や観光業、農林水産業などの経済活動へも深刻な影響を及ぼしております。特に津軽

地域を中心に多数の建物の損壊や浸水被害のほか、リンゴや水稻等の冠水、農業用施設や水産養殖施設の損壊など、甚大な被害が確認されました。

とりわけ、私の地元である鱒ヶ沢町や深浦町においては、町内の至る箇所まで道路の冠水や土砂の流入、商業施設や住宅への浸水、農地・農業用施設の被害など、過去に経験したことのないほどの被害が確認され、被災者生活再建支援法が適用されたところでもあります。被災者の生活再建と被災地域の活性化を図るためには、国、県、市町村が連携し、被災地域のニーズに応じたきめ細やかな支援が大変重要であると考えます。

そこで、被災地域の早期復興や活性化のためには市町村が地域の実情を踏まえた対策を積極的に講じることができるようになっていくべきと考えますが、県では、市町村支援についてどのように対応していくのかお伺いいたします。

次に、西海岸地域の観光振興についてであります。

八月の大雨は、観光面でも大きな影響を与えております。県内の宿泊施設では、浸水により営業に支障を来す施設もあったほか、道路や鉄道が被害を受けたことで、観光客の移動の足にも影響が出ました。また、宿泊のキャンセルもあったと聞いており、夏休みの時期とも重なる繁忙期でもあったことから、事業者の大きな痛手となったのではないでしようか。

そして、特に鱒ヶ沢町、深浦町といった西海岸地域では、JR五能線の人気列車「リゾートしらかみ」が一部区間で運休となったほか、十二湖へ向かう道路も一時通行止めとなるなど、この地域の観光を支える主要な要素が大雨の影響を受けました。コロナ禍でダメージを受けた観光産業の回復に向けて、国や県の様々な取組により動き出していく中で、この大雨災害の影響はその回復に水を差すものであり、特に被災した西海岸地域については、誘客に向けた取組が必要であると

考えます。

そこで、大雨で被災した西海岸地域への誘客に向けた県の取組についてお伺いいたします。

次に、ナラ枯れ被害対策についてであります。

ここ数年、八月頃になると、深浦町から鰯ヶ沢町、つがる市など、津軽地域一円でナラ枯れが目立つようになっております。

私は、二十代の頃にナラなどの広葉樹を伐採し、炭焼きに利用することで収入を得ていたことがありました。しかし、近年では化石燃料が使われ、炭やまきはあまり利用されなくなりましたのであります。今ではすっかり国産の炭は高価なものとなっております。その結果、切られることなく大木化したことがナラ枯れ被害の拡大要因ともなっていることとあります。

木材としてのナラの利用を進めることで被害の拡大を防ぎ、森林を保全するだけでなく、林業の振興を図るべきと考えます。

そこで、二点お伺いします。

一点目として、本県におけるナラ枯れ被害の状況についてお伺いします。

二点目として、県は被害対策にどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

次に、日本海地域における磯根漁業の振興についてであります。

本県の水産業は、近年、主要魚種であるスルメイカやサケなどの回遊魚の漁獲量が著しく低迷し、令和三年の県全体の漁獲量は約四万五千トンと、昭和三十三年の統計開始以来最も少なく、危機的な状況に陥っております。さらに、日本海側の漁業生産を見ますと、その大部分は回遊魚で占められており、県でも、これまで資源管理や魚礁漁場の整備など、つくり育てる漁業の取組により、漁獲量の回復に努めていただいているところがございますが、好不漁については、資源量や来遊状況に左右されるところが非常に大きいというのが実情で

あります。

一方、本県日本海側で漁獲されるアワビ、ナマコやモズクなどの地の磯根資源につきましては、漁獲量全体に占める割合としては回遊魚に比べて低いのですが、種苗放流など資源を増やす取組を適切に実施することや、資源量を確認しながら取り過ぎないように漁獲することで、計画的な漁業生産が可能な資源であります。加えて、近年、サーモン養殖が深浦町でも盛んに行われており、つくり育てる漁業がこれまで以上に注目されております。

今後の日本海地域における漁業経営の安定化を考えたときに、これまでの回遊魚を中心とした取る漁業だけではなく、資源管理を適切に行いながら増養殖といったつくり育てる漁業により、地先の磯根資源を有効に利用していくことがますます必要になってくるものと思えます。

そこで、日本海地域における磯根漁業の振興について二点お伺いします。

一点目として、主要な磯根資源の漁獲状況についてお伺いします。

二点目として、漁業経営の安定化を図るためにも、磯根資源を有効に利用していく必要があると考えますが、磯根資源の維持、増大に向けて、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

次に、健康長寿の実現に向けた対策についてであります。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で、特に高齢者については、感染拡大前に比べ、外出や人との交流などの活動が少なくなっているように感じられます。その影響により、筋力や認知機能の低下など、心身ともに衰えが進むフレイルという状態になることが懸念されております。私の地元鰯ヶ沢町でも高齢化が進んでおり、フレイル状態となる高齢者が増加していくのではないかと心配しているところでございます。

そのような中、テレビのCMで知事がフレイル予防体操をしている

様子を拝見いたしました。御苦労さまです。知事を見習って日頃から運動しなければという思いを抱いたところであります。

そこで、県では、高齢者のフレイル対策について、どのように取り組んでいくのかお尋ねいたします。

次に、西北地域の振興を支える道路整備についてであります。

二市五町で構成される西北地域は、広大な農地と豊かな海が育む農林水産業を基幹産業とする地域であり、高品質なお米や果物、野菜、そしてマグロやイカなどの海産物は、地域ブランドとして広く流通するなど、本県の農林水産業を支える重要な地域となっております。

しかしながら、農林水産物の出荷などにおいて必要不可欠な主要幹線道路ネットワークの整備は着実に進められているものの、まだ十分とは言えず、西北地域のポテンシャルを十分に生かし切れない状態となっております。

そのような中で整備が進められている津軽自動車道や、西北地域を縦断する国道一〇一号は、物流支援の視点はもちろんのこと、災害発生時に広域的な支援を展開するための道路としても極めて大きなものがあります。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、津軽自動車道柏浮田道路の整備状況と今後の取組についてお尋ねいたします。

二点目として、国道一〇一号追良瀬Ⅱ期バイパスの整備状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

最後の質問は、津軽港の利活用についてであります。

津軽港は、津軽半島の日本海側、十三湖から続く砂丘地帯の南側に位置し、津軽地域総合開発の拠点港として昭和五十八年度に建設に着手し、平成九年度から七里長浜港として供用が開始されており、石灰石等の建設資材等の搬入や、災害等の緊急時には、日本海側の物資輸送等の拠点となる重要な地方港湾として認識しております。近年では、

津軽地域で風力発電所の設置も盛んに行われており、風力発電用部材の搬入も行われているようですので、物流面での利用は堅調であると感じています。令和元年には、名称を全国的に知名度がある「津軽」を冠した津軽港に変更したところであり、知名度を生かして、物流、観光の両面において、さらなる利活用を期待しているところであります。

しかし、最近では、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な経済活動の停滞の影響により、港湾を利用して運搬する貨物の取扱量にも影響が出ているのではないかと、私としても津軽港の港湾施設の利用状況や取扱貨物量について大変気にかけているところであります。

そこで、二点について質問いたします。

一点目として、津軽港における昨年度の港湾施設の利用状況及びこれまでの取扱貨物量の状況についてお伺いいたします。

二点目として、津軽港の利用促進に向けた取組についてお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 改めまして、おはようございます。工藤兼光議員にお答えいたします。

まず、私から一点目の中村川の再度災害防止対策についてでございます。

本年八月の大雨では県内全域で大きな被害が発生いたしました。中でも鱒ヶ沢町では中村川が氾濫いたしました。三百戸を超える床上浸水被害が生じるなど、特に甚大な被害が生じたところであります。

発災後、私も現場に赴き、その被害の大きさに胸を痛めますと同時に、再びこのような被害を生じさせることがあってはならないとの思いから、流域内のあらゆる関係者が協働して取り組みます流域治水の

必要性を改めて強く認識したところでございます。

そのため、県では、中村川における流域治水の取組の推進に向けまして、庁内関係部局、鱈ヶ沢町、国の関係者等から成ります中村川流域治水緊急対策推進会議を設置いたしまして、先月二十五日に開催されました第一回の会議では、流域治水による取組の必要性について、関係者間で認識を共有したところでございます。

今後、この会議における議論を進めまして、来年三月までに関係者が取り組む各種対策を取りまとめますとともに、河川管理者であります県としても、氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策として、これまで進めてきました河川改修事業のより一層の加速化を図ることといたしております。

私といたしましては、流域治水の考えの下、関係者と連携いたしまして、中村川流域における再度災害の防止に強力に取り組んでいく決意でございます。

ナラ枯れ被害対策についての取組でございます。

本県におけるナラ枯れ被害は、深浦町をはじめいたします津軽地域の七市町村で確認されており、被害本数は横ばいではありますものの、被害区域の拡大が見られております。

県内に生育いたしますナラは、ブナとともに広葉樹林の主要な樹種として、土砂災害の防止や生物多様性の保全に加え、健全な水循環システムを支える源として、農林水産業はもとより、県民の暮らしを支えており、私は、ナラ枯れ被害が県内の広範囲に拡大することに強い危機感を抱いているものであります。

このため、被害対策として、県防災ヘリコプターやドローンを活用した上空探査等により被害木を早期に発見し、発見後は薫蒸処理やおとり丸太法によります媒介昆虫の適切な駆除に努めており、こうした取組に対して、専門家からも高い評価をいただいております。

また、被害を受ける前の太いナラを伐採し、若返りを図ることが被

害の予防につながりますことから、伐採費用の一部を支援いたしますとともに、付加価値の高い家具、建具等への利用に向けましてサポートしているほか、被害木につきましては、まきとして活用するための調査、検証などの利用促進にも取り組んでいるところでございます。今後とも、早期発見、駆除の徹底、そして被害に強い森づくりを進めまして、ナラ枯れ被害の拡大を防止してまいります。

続きまして、高齢者のフレイル対策に関する取組でございます。

私は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして懸念されている高齢者のフレイルについて、予防対策は極めて重要な課題であると考えております。

そのため、高齢者が参加し、または自らが担い手として関わることで、心身機能、認知機能の低下の予防が期待されますつどの場について、その活性化を図るための取組を実施しておりますほか、eスポーツを通じて高齢者と高校生が交流する事業を行うこととしております。

また、口腔機能の低下や低栄養フレイルにつきましては、栄養改善活動や食育出前講座、口腔衛生・健康管理指導の取組を行っています。

さらに、フレイル予防につきまして認知度を高めるため、県立保健大学の川口教授と私がフレイル予防体操を行いますテレビCM等に出演もいたしました。CMは、民放三社で八月から九月まで計四十二回、動画は計千回を超えて御視聴いただくなど、高齢者のみならず、県民の皆様方に広く「フレイル」という用語と意味につきまして知っていただくことができたものと思っております。

私といたしましては、高齢者の方々が人生の最期まで健康で生き生きとした生活を送ることができるように、高齢者のフレイル予防対策につきまして、多角的な取組を展開していくことをお約束いたします。

私からは以上であります。

○議長（三橋一三） 青山副知事。

○副知事（青山祐治） 八月三日からの大雨災害への在来線の復旧と

JR五能線の現状と県の対応についてお答えいたします。

在来線の復旧について、県では、これまで、県議会や青森県鉄道整備促進期成会との合同要望等により、国やJR東日本に対して早期復旧を働きかけるとともに、復旧状況の情報収集に努めてきたところであります。

運行見合せとなっている五能線の区間のうち、深浦―岩館間については、議員からも御案内がありましたけれども、十二月九日頃から運転再開を予定していることが公表されておりますが、深浦―鱒ヶ沢間については、JR東日本から、特に大きな被害が出た中村川橋梁の橋脚の調査、復旧方法の検討、試験等を丁寧に進めていく必要があります。運転再開までに時間を要しているものと伺っています。

現在、深浦―鱒ヶ沢間の復旧工事は順調に進捗し、運行再開に向けた確認や調整といった段階となっていることから、近日中にも運行再開時期が示される予定と伺っており、JR東日本をはじめとする五能線の復旧に携わった関係者の御尽力に深く感謝しているところであります。

県としては、今回の長期間に及んだ運行見合せにより、JR五能線が県民の日常生活や観光客の広域的な移動に不可欠な路線であることを再認識したことから、今後も維持、存続や輸送サービスの向上を働きかけていくとともに、JR東日本や市町村と連携した利用促進にもしっかりと取り組んでいくこととしています。

○議長（三橋一三） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 被災市町村への支援についてお答えいたします。

本年八月三日からの記録的な大雨により、県内の広い範囲において甚大な被害が発生したところですが、被災市町村においては、国、県の復旧支援策を活用しつつも、地域経済の早期回復に向け、よりきめ

細かな独自支援策を実施しており、県に対し、これらに要する経費への支援を求める声が市長会、町村会などから上がっているところであります。

こうした要望を受け、県としては、被災者生活再建支援法の適用を受けた鱒ヶ沢町、深浦町及び外ヶ浜町の三町に加え、県内各市町村がその被害状況に応じた対策を講じていることから、元気な地域づくり支援事業費補助を増額し、臨時的、包括的に市町村を支援することとして、本定例会において補正予算案を御審議いただいているところであります。

支援内容としては、市町村が独自に実施する被災事業者の事業継続や商店街のにぎわい創出、地域コミュニティーの再生や観光振興などを対象とし、補助率は原則として三分の二、対象事業限度額は、被災者生活再建支援法の適用を受けた三町が、一町につき一億五千万円、その他被災市町村が、一事業につき千五百万円としています。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 御質問三点のうち、初めに、本県におけるナラ枯れ被害の状況についてお答えします。

本県では、平成二十二年に深浦町で初めてナラ枯れ被害が確認され、駆除の実施により一旦終息したものの、平成二十八年に同町で再び発生して以降は、継続的に被害が確認されております。

被害本数は、令和二年シーズンに、民有林と国有林を合わせて過去最多となる約四万二千本が確認されますとともに、被害発生市町村についても、深浦町に加え、新たに弘前市、西目屋村、五所川原市、つがる市、鱒ヶ沢町及び中泊町に拡大したところであります。

その後、令和三年及び令和四年シーズンには、被害本数がそれぞれ二万三千本程度と令和二年シーズンの約半分となりましたが、弘前市、西目屋村、つがる市及び中泊町においては、新たな地区での被害が確認されるなど、予断を許さない状況にあるものと捉えております。

次に、日本海地域における主要な磯根資源の漁獲状況についてお答

えします。

本県日本海地域における磯根資源については、令和三年の漁獲量は二百十九トンで、うちワカメなどの海藻類が百五十六トンと約七割を占め、そのほか、サザエが四十二トン、ナマコが九トン、ウニが七トン、アワビが五トンなどとなっています。五年前との比較では、全体では四割減少しており、その主な要因は、海藻類やサザエの減少です。

また、令和三年の漁獲金額は約一億二千八百万円で、その内訳は、ワカメなど海藻類が五千六百万円、アワビが二千八百万円、サザエが千九百万円、ウニが千七百万円、ナマコが八百万円となっております。五年前との比較では、サザエについては減少したものの、アワビやウニなどその他の磯根資源については増加しているため、全体の漁獲金額は約一割増加しており、当地域の漁業者にとって貴重な収入源となっております。

次に、磯根資源の維持、増大に向けた県の取組についてです。

近年、本県日本海地域においては、漁獲の主体であるスルメイカやサケなど回遊魚の不漁や、資源管理のためのクロマグロの漁獲制限により、厳しい漁業経営が続いていることから、当地域の漁業者にとって貴重な収入源である磯根資源については、積極的に維持、増大を図っていく必要があります。

このため、県では、令和三年度から中泊町や深浦町において、ホヤの養殖やナマコの人工採苗などの増養殖技術開発に取り組んでいるほか、ドローン等を活用したウニの移植効果の確認や、海藻類の資源評価に関する技術開発に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、磯根資源の持続的な利用と適正な管理を図り、日本海地域の漁業経営の安定につなげていきたいと考えております。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 御質問六点にお答えします。

最初に、大雨災害への対応に関する質問のうち、西津軽管内における公共土木施設の本復旧に向けた取組状況についてです。

今年八月三日からの大雨では、県内全域で甚大な被害となり、中でも鯨ヶ沢町と深浦町における被害が顕著であり、両町における県及び町が管理する公共土木施設の被害は、百九十九か所、約百十二億円と、被害額ベースで県全体の約六割近くを占めるものとなっています。

両町で被災した公共土木施設については、国による災害査定が先月から本日まで実施されているところであり、その結果、災害復旧事業費が決定することとなります。

災害査定後は、来年一月より緊急性が高い箇所から順次復旧工事を発注し、中村川の下流市街部の護岸については、来年の出水期までの本復旧完了を目指すなど、早期復旧に努めてまいります。

なお、国道百一号の土砂流出箇所や中村川の護岸損壊箇所等、早急に対策が必要であった箇所については、災害査定を待たずに応急工事を実施しました。また、町管理の公共土木施設の復旧についても、随時技術的な助言を行うなど、引き続き、早期復旧に向け、両町と緊密に連携しながら、積極的かつ強力で支援してまいります。

二点目として、鯨ヶ沢町、深浦町から要請のあった代行工事に関する対応と今後の予定についてお答えします。

鯨ヶ沢町の町道山子線開晴橋は、橋脚が沈下して破損し、車両が通行できなくなったほか、深浦町の長慶平一号線は、道路が消失するほどの被害が約六キロメートルにわたって発生するなど、大規模かつ技術的に復旧が困難な被害が発生しました。

このような状況を踏まえて、十月十八日、鯨ヶ沢町長及び深浦町長から知事に対して、当該町道の災害復旧への全面的な支援の要望があり、知事からは、このような状況を一刻も早く解消するため、県が代行して復旧工事を行う旨回答し、道路法第十七条第八項に基づいて県が工事を行うこととしました。



加えて、県では、両町に対して現地調査や復旧工法の提案など、災害査定に対する支援を行ってきたところであり、現在、査定結果を踏まえた設計を進めているところです。

復旧工事については、設計完了後、早期に工事着手できるように、鱒ヶ沢町及び深浦町と協力しながら準備を進め、一日も早い復旧を目指して取り組んでまいります。

三点目として、西北地域の道路整備に関する質問のうち、柏浮田道路の整備状況と今後の取組についてお答えします。

津軽自動車道は、本県の高速度道路ネットワークを形成する上で重要な役割を担う路線で、現在、国直轄事業として整備が進められており、現在までに全体延長約三十八キロメートルのうち、約七割となる二十五キロメートルが供用されています。

残る区間については、柏浮田道路として平成三十年から事業着手されており、着実かつ効率的な事業進捗を図るため、県では、地元つがる市とともに、令和二年度から事業用地の先行取得に協力しています。

このうち、つがる柏インターチェンジから仮称木造インターチェンジまでの区間のうち、県分の取得については昨年度に完了し、今年度からは、残る仮称浮田インターチェンジまでの用地先行取得に取り組んでおり、八月三十日及び三十一日に用地説明会を実施したところです。

また、工事については、昨年度から本格着工され、今年度も引き続き道路改良工事が進められているほか、県事業では、仮称木造インターチェンジへのアクセス道路となる一般県道稲盛千代町山田線のバイパス整備を進めているところです。

今後も引き続き、県議会をはじめ、関係各位の御協力をいただきながら、柏浮田道路の早期完成を国に強く働きかけてまいります。

四点目として、追良瀬Ⅱ期バイパスの整備状況と今後の取組につい

てお答えします。

平成十九年度に完成、供用した国道百一号追良瀬Ⅰ期バイパスに続き、平成二十年度から事業を進めている追良瀬Ⅱ期バイパスについては、これまでに仮称追良瀬一号橋の整備が完了しております。

今年四月一日には、追良瀬Ⅱ期バイパス区間三・六キロメートルが国の重要物流道路に指定されたことから、今後の整備に当たっての着実な予算配分が見込まれることとなりました。

これにより、今年度は、追良瀬川に架かる橋長百六十三メートルの仮称新追良瀬橋の橋脚二基の工事及び道路改良工事を進めているところであり、来年度の橋梁下部工の完了を目指しています。

今後、追良瀬Ⅱ期バイパスの早期完成に向け、地元深浦町の協力も得ながら、鋭意工事を進めてまいります。

五点目として、津軽港の利活用に関する質問のうち、昨年度の利活用状況、取扱貨物量についてお答えします。

津軽港における昨年度の港湾施設の利用は、石灰石や砂などの建設資材や風車部材の荷役のための岸壁使用許可が百十二件、また、これらの置場としての野積み場等、港湾施設用地使用許可が五十八件、小型船舶操縦士実技教習等のための水域使用許可が六件、上屋の使用許可が二件の計百七十八件となっており、令和二年度の総使用許可件数百四十八件に対して、三十件増加しました。

また、取扱貨物量は、平成九年の供用開始以降、年間五万トン程度で推移していましたが、平成二十三年には十万トンを超え、平成三十年には約二十五万トン、昨年は前年比約三万トン増の約二十二万トンとなっております。

このように、津軽港においては、港湾施設の利用件数も多く、取扱貨物量も近年二十万トン程度で推移しているところです。

最後、六点目として、津軽港の利用促進に向けた取組についてお答えします。

県、地元市町村及び関連企業等で構成する津軽港利用促進協議会では、津軽港の利用促進を図るため、今年度、津軽港へ利用転換の可能性がある荷主や品目に関する調査を行ったところであり、今後、調査結果を踏まえたトリアル輸送の実施に向けて検討することとしています。

また、来年一月には、港名変更を契機としたさらなる飛躍を目的としたセミナーを開催することとしており、津軽港の利用促進方策とトリアル輸送に向けた調査報告等を行うこととしています。

県単独の取組としては、泊地の水深を確保するため、昨年度より地方創生港整備推進交付金を活用してしゅんせつ工事を実施し、船舶航行の安全確保に努めているところです。

今後とも、津軽港利用促進協議会と連携しつつ、津軽港の利用拡大に努めるとともに、津軽港の利活用の状況等を踏まえ、港湾施設の改良や拡充等が必要となる場合には、その効果等を精査した上で、適切に対応してまいります。

○議長（三橋一三） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 西海岸地域への誘客の取組についてお答えします。

八月の大雨により、西海岸地域では、道路や鉄道等に甚大な被害が発生し、観光面にも大きな影響が見られたことから、県では、九月上旬の十二湖青池への通行規制解除後に同地域への誘客を図るため、県内のテレビCMや新聞広告により、周辺の観光資源を情報発信しました。

また、先月九日には、東京都内で首都圏の旅行会社や交通事業者等を対象とした青森観光セミナーを開催し、西海岸地域の観光復興に向けた機運醸成を図るとともに、多くの方に訪れていただけるよう、旅行商品の造成促進を働きかけました。

現在も観光客に人気の高いJR五能線「リゾートしらかみ」の一部

区間の運休が続くなど、観光面での影響が残る状況にありますが、県としては、今後も交通網の復旧状況等を踏まえた西海岸地域への誘客対策を着実に進めてまいります。

○議長（三橋一三） 工藤兼光議員。

○三十九番（工藤兼光） 八月三日から九日にかけて、特に大雨の際には、知事はじめ、副知事、県土整備部、関係者の皆さんが現地においでいただいて、迅速な対応に心からの感謝をいたします。そしてまた、県代行を約束してくれました鱒ヶ沢町と深浦町、その長慶平一号线、私も歩いて調査しましたけれども、おつかないぐらいの、被災した場所は六キロにもわたるといふことであります。これは、冬期間の三か月間ということではありますけれども、通るようにしていただきたいということは、本当に頭の下がる思いであります。そしてまた、今日も知事はじめ、皆さんの御丁寧なる答弁に感謝したいと思います。一点だけ再質問させていただきたいと思えます。

先ほどの知事の御答弁では、今回の被害を与えた洪水に対する中川の再度災害防止対策として、鉄道橋を含む一・四キロメートルの間までの河川改修を加速化させるとともに、流域の関係者間で内水対策などを推進していく流域治水の対策会議を十一月二十五日に立ち上げる、これは新聞でも見ておりました。既に様々な対策が始まっているとのことで、鱒ヶ沢町に寄り添い、迅速に対応していただいていることに大変ありがたい気持ちでございます。

しかし、昨今の気候変動なども考えますと、今回の河川改修が完了したとしても、再び大きな水害に見舞われてしまうことがあるのではないかと不安を感じているところでもあります。

そこで、一点お伺いいたしますが、現在進めている中村川の治水対策に続く将来計画を検討していく予定があるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（三橋一三） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 現在、中村川では、河川整備計画に基づき、毎秒四百五十立方メートルの洪水に対応するための河川改修を進めており、今回の災害を踏まえ、その加速化を図ります。

一方、今年八月の大雨による洪水の規模は毎秒六百立方メートルであったと推定しており、現在実施中の整備を完了しても、今回と同規模の洪水を安全に流下させることができないこととなります。

中村川の長期的な整備方針を定めた河川整備基本方針では、対応すべき洪水の最大流量を毎秒七百立方メートルとしており、現在の河川改修で対象としている毎秒四百五十立方メートルを超える毎秒二百五十立方メートル分については、洪水調節施設により対応することとしています。

今回と同規模の洪水に対して安全な川とするため、県では、具体的な洪水調節施設を位置づけた新たな河川整備計画への改定に速やかに着手してまいります。

○議長（三橋一三） 工藤議員。

○三十九番（工藤兼光） スピード感を持った河川改修と並行して、中村川の将来形についての検討もしていただくということで、ありがとうございます。中村川については、再び同じような被害が起こらないよう、鯉ヶ沢町のためにはどのような将来計画がよいのかしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

また、道路災害についてですが、道路は地域の産業、生活を支える重要な社会基盤であります。鯉ヶ沢町、深浦町には県管理道路の災害箇所もありますが、ぜひ町管理道路についても早期復旧していただき、住民が一日でも早く道路を安全・安心に利用できるようお願い申し上げます。お願いいたします。

これから年の瀬を迎えます。被害に遭われた方々が安心して年を越せるよう、引き続き、被災した地域の早期復旧と復興に御尽力を賜りますようお願いいたします。

また、津軽港に関して、津軽港の利用が少ないのではないかの声も聞いておりましたが、先ほどの答弁をいただき、港湾施設がしっかりと利用されている状況が分かりました。今後も津軽港利用促進協議会等と連携しながら、津軽港のさらなる利用促進に向けて取り組んでいってほしいということをお願いしておきます。

そして、青山副知事に報告しておきたいことがあります。

というのは、五能線の中村川に架かる場所は、毎日歩かない日はないほど歩いていますけれども、皆さんの御尽力により、日に日に工事が進んでいるのが目につきます。枕木もきれいに並べて、線路も敷いています。聞き取りのときに土砂を積んでという話で、どこに土砂を積むんだろうと思ったりしていましたが、それをやるために川に土砂を運んで、そしてそれを足場にしてやっています。大きい明かりをつけて、その辺を真昼のような明るさにして、徹夜でやっている姿も見ました。まさしく副知事をはじめ、皆さんの御尽力のおかげで今年中にいくのではないかなと思っておりますので、なお一層の御活躍をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（三橋一三） 午さんのため、暫時休憩いたします。

午前十一時二十五分休憩

午後零時五十九分再開

○副議長（蛭沢正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

二十三番 関良議員の登壇を許可いたします。—— 関議員。

○二十三番（関良） 青和会、関良です。通告の順に従って一般質問を行います。

まず、一、高齢者が安心して利用できる介護サービスの提供について。

青森県では、全ての団塊の世代が七十五歳以上の後期高齢者となる

二〇二五年以降の超高齢社会を見据え、誰もが住み慣れた地域で安心して健やかに暮らすことのできる社会を目指し、保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築を推進してきました。現在、高齢者が利用できる施設としては、特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅等、様々なサービスが提供されておりますが、高齢者の方からは、年金の範囲内で暮らしていける施設の確保を求める声がさらに増えてきております。高齢者の方が安心して老後を迎えることができるよう、地域における生活機能の確保や提供等の課題もまだ残されているのではないかと考えます。

そこで質問いたします。

一点目、本県の特別養護老人ホームの入所申込者数と、特別養護老人ホームの入所申込者が待機せずに入所するための県の取組についてお伺いいたします。

二点目、低所得高齢者が安心して高齢者施設に入所するために県が講じている対策についてお伺いいたします。

また、近年は、コロナ禍や物価高騰等が介護サービス事業所へ与えている影響についても懸念されます。コロナ禍が続く中で利用者数の減少、さらに、物価や燃料の高騰による経費増加が経営を圧迫し、廃止へと追い込まれてしまう事業所もあるのではないのでしょうか。高齢者がこれからも安心して介護サービスを受けることができるためにも、このような事業所に対しての県の早急な支援が必要ではないかと考えます。

そこで質問いたします。

コロナ禍及び物価高騰の影響による介護サービス事業所の状況や支援の考え方について。

一点目、令和四年度における県指定の介護サービス事業所の廃止の数及び要因についてお伺いいたします。

二点目、物価高騰等のコスト増の状況下における介護サービス事業

所に対する県の支援についてお伺いいたします。

二、安心して子育てできる環境づくりについて。

本県の二〇二一年の出生数は六千五百十三人で、前年の六千八百三十七人より三百二十四人減少しています。出生率人口千対は五・四で、前年の五・五を〇・一ポイント下回っています。また、全国の六・六を一・二ポイント下回り、全国順位は四十六位でした。合計特殊出生率は一・三一で、前年の一・三三より〇・〇二減となりました。全国は一・三であり、全国順位は三十五位でした。

また、厚生労働省の本年九月分の人口動態統計速報によりますと、今年一月から九月までの全国の累計出生数は五十九万九千六百三十六人とのことです。これは、国の調査開始以来最も少なかった昨年の同じ時期と比較して、約三万人、四・九%減少しているとのことです。

このように、出生数が減少し続ける中では、今後は保育所等の定員割れによる施設の経営難の問題も懸念されます。地方の幼保連携型認定こども園が経営難により、運営法人が撤退を検討しており、新たな運営先を募集しているとのことです。このようなケースは今後増加するのではないかと考えられます。子育て世代が安心して子育てしていくためにも、地域の保育所等の確保は必要であります。

東京都では、二十三区中、十五区で定員に空きがある保育所等への補助を実施しているとのこと。足立区では、認可保育所について、四月から九月までの期間のうち、利用定員に対して零歳児が未充足となる場合において、未充足児童数に見合う保育士の配置に要する費用を補助するとしています。補助額は、月十四万四千四百九十円に、零歳児未充足児童数を乗じた額とのことです。さらに、小規模保育については、零歳児欠員に対して、年度当初から一定期間欠員による人件費の不足等の経費を補助し、利用児童がゼロ人の家庭的保育については、施設の維持管理経費及び保育従事者等の人件費の一部を補助することです。また、港区では、開設後五年以下の私立保育所及び小規模

保育事業所に対して、児童定員未充足に伴う施設型給付費等の減収補助を行う特別助成制度があるとのこと。本県でも保育サービスの提供体制の確保のために、新たな対策や支援が必要ではないかと考えます。

そこで質問いたします。

一点目、県内の保育所等の定員及び入所人員の推移についてお伺いいたします。

二点目、県内の保育所等の定員割れの状況についてお伺いいたします。

三点目、人口減少が進む中で、保育サービスの提供体制を確保するため、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

三、新規学卒者の県内就職促進について。

青森県の人口は、一九八三年の百五十二万九千人をピークに減少が続いており、二〇二二年十月の推計では百二十四万四千三十三人と報告されました。人口減少は続き、百二十万人割れも迫っております。

このような状況の中で、本県の人口減少の要因の一つである県外への転出実態を見ると、二〇二〇年十月から二〇二一年九月までは高校を卒業する十八歳が最も多く、二千五百人の転出。次いで大学を卒業する二十二歳が約二千百人と続いています。

私が二〇一九年第三百回定例会において、本県の高校及び大学等卒業者の県内就職について、東北各県との比較を一般質問した際は、二〇一九年三月の新規高等学校卒業者の県内求人倍率は、宮城県、秋田県に次いで三番目だったが、県内就職割合は六番目となっており、新規大学等卒業者の県内就職割合は、東北各県内では五番目となっておりと報告されておりました。

その後、青森県の人口減少はさらに進行しており、依然として進学や就職の際に県外転出する若者が多い状況の中では、新規学卒者にかに県内にとどまってもらうかが重要になってくると思います。その

ためにも、早期採用活動やこれまで以上に県内企業の魅力を強く若者へPRしていくべきと考えます。

そこで質問いたします。

一点目、本県の高校及び大学等卒業者の県内就職割合について、東北各県と比較してどのような状況になっているのかお伺いいたします。

二点目、新規学卒者の県内就職の促進に向けた県の取組についてお伺いいたします。

四、人口減少に対応したまちづくりと移住促進の取組について。

国立社会保障・人口問題研究所によりますと、二十三年後の二〇四五年の本県の人口は八十二万四千人と推計されており、県によりますと、本県の総人口は、二〇八〇年以降、約七十二万人まで減少すると推測されております。また、青森県の人口減少率は全国でも二番目に高い状況にあり、このように人口減少が進んでいく中では、将来をしっかりと見据えたまちづくりが必要と考えます。郊外だけでなく、中心市街地にも全ての世代の方々に対応した住居環境を整え、買物や冬期間の雪かき等で難儀している郊外の方々を誘導していくことが必要と考えます。

私は、これまでも時代に合わせて都市や交通ネットワーク全体を見直す発想も必要であり、地域が活性化するまちづくりの視点が重要と申し上げてきました。今後、どのようにして県民が住みやすい町をつくっていくのか、県としても方針を示していくべきと考えています。

また、人口減少対策の一つとして移住促進がございしますが、本県もこれまで様々な取組をしてきております。さらなる移住促進を図るためにも、若者へのPRはもちろんのこと、幅広い世代の方々へのアピールも重要と考えています。

青森県での暮らしとして、冬の生活が不安材料となってくるように思いますが、それを上回る本県の魅力をアピールしていくことが必要

と思っております。

そこで質問いたします。

一点目、人口減少に対応したまちづくりをどのように考えているのかお伺いいたします。

二点目、本県への移住促進に向けては、本県の魅力のPRが重要と考えるが、県ではどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

五、青森市西部地区の道路整備について。

青森市の西部地区では、いまだに道路事業の未整備地区がございます。

まずは、都市計画道路三・四・二号西滝新城線の整備についてであります。

都市計画道路三・四・二号西滝新城線は、新青森駅へのアクセス道路であり、青森市の中心市街地と西部地区を結ぶ主要な幹線道路であります。近隣の小・中・高等学校の通学道路であるにもかかわらず、幅員が狭く、歩行者や自転車及び通行車両の安全の確保のためにも道路整備が待たれています。また、昨シーズンの冬には、青森市で最深積雪百四十九センチメートルという大雪に見舞われました。住民は大変困難な思いをいたしました。

都市計画道路三・四・二号西滝新城線は、事業が進んでいる新城交番から津軽新城郵便局までの一工区と、まだ未計画の津軽新城郵便局から石江までの二工区がございます。地域住民からは、一工区に続いて二工区も事業承認をいただき、早急に工事を進めていただきたいと要望がございます。

次に、津軽新城停車場油川線の整備についてでございます。

津軽新城停車場油川線は住宅密集地に位置し、途中に病院や学校など、多くの公共の施設があり、交通量も多い生活道路です。しかし、冬期間は特に道幅が狭く、すり鉢状になってしまいうなど、慢性的な渋滞が発生している地域です。

そこで質問いたします。

一点目、新城一工区の事業費と事業の進捗状況についてお伺いいたします。

二点目、新城二工区の事業費と今後の見通しについてお伺いいたします。

三点目、津軽新城停車場油川線の新城工区の進捗状況と今後の取組についてお伺いいたします。

六、本県農業の収益力強化について。

農林水産省によると、二〇二二年度の日本のカロリーベースの食料自給率は三八％であり、生産額ベースの自給率は六三％だったとのことです。食料自給率は、日本人の食生活の変化による米の消費量低下などから長期的に低下しています。その中で、青森県の食料自給率は、二〇二〇年度カロリーベースでは一二五％で全国四位、生産額ベースでは二五〇％で全国三位と、全国でも上位に位置しています。

本県は、農林水産業の振興策として、二〇〇四年から攻めの農林水産業を推進してきておりますが、これは、三村知事が青森県知事に就任されてから力を入れてきた政策の一つでございます。本県の食料自給率が一〇〇％を超えていることから、今後も本県の農業にさらなる成長が期待できると思っております。

また、本年十月に、青森県産米の新品種であるはれわたりが県内で発売されました。二〇二二年産は県内限定で販売され、二〇二三年産からは全国に売り出す方針とのことですが、「青天の霹靂」と並び、青森を代表する銘柄米となってくれることを大いに期待しております。

食料自給率の低下の要因に日本人の米離れがございますが、食料の六割を海外からの輸入に頼っている現状にあっても日本人の主食は米でありますから、稲作農家が安定的に収入を保ち、米の生産を継続していくけるようにすることが重要と考えます。そのためには、労働力不

足に対応しながらコスト削減を図ることや、転作作物の導入によって収益を確保できるようにしていくことが必要であると考えます。

そこで質問いたします。

一点目、攻めの農林水産業を推進してから、本県の農業産出額及びその作目別の内訳がどのように変化しているのかお伺いいたします。

二点目、稲作農家の所得確保に向けて、省力・低コスト化や転作作物の導入が必要と考えるが、県はどのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

七、県産農林水産品の輸出について。

私は、以前より、本県における第一次産業のグローバル化について、県内での自給自足を基本としつつ、海外への輸出拡大による第一次産業の盛り上がり期待していると申し上げてきました。しかし、新型コロナウイルスの流行から約三年がたとうとしており、その間、輸出相手国の消費者ニーズも大分変化してきているのではないかと考えます。

現在、国内では新型コロナウイルス感染拡大が第八波に突入したとの情報もあり、コロナ禍は長期化しておりますが、今後は新型コロナウイルスの規制の影響も少なくなっていくと思われまます。さらに、現在の円安も輸出には好機と捉え、県産農林水産品のさらなる輸出拡大に向けての取組が必要と考えます。また、その中であって、今年八月に県が香港貿易発展局と経済交流の促進に向けた覚書を締結しており、その効果も今後大いに期待されるところでございます。

そこで質問いたします。

県産農林水産物の近年の輸出状況についてお伺いいたします。

二点目、コロナ禍の中で、県産農林水産物の輸出拡大に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

三点目、香港への県産農林水産品の輸出実績と輸出拡大に向けた今後の取組についてお伺いいたします。

八、困難を有する子供・若者や家族への支援について。

二〇二二年第三百九回定例会において、私が本県の困難を有する子供、若者や家族への支援について質問した際、次の答弁がございました。ニート、ひきこもり、不登校やいじめ、発達障害、少年非行について、県が把握している具体的な人数、また、サードプレイスと呼ばれる居場所づくりや、居場所の運営や若者の支援等を担う人材の育成などに取り組むこととしてお伺いいたします。

本県では、困難を有する子供、若者やその家族へのきめ細やかな支援を行うことを基本目標の一つに掲げた第二次青森県子ども・若者育成支援推進計画に基づき、各分野の関係機関の連携強化に取り組んできたことと思えます。しかし、地域の方からは、相談窓口が分からないといった声も聞かれており、実際に相談を希望する方がすぐに動けるように、県の取組についての周知を強化していくべきと考えています。

そこで質問いたします。

一点目、困難を有する子供、若者の現状についてお伺いいたします。

二点目、相談先が分からず困っている子供、若者や家族に対する県の取組についてお伺いいたします。

三点目、困難を有する子供、若者への県の今後の取組についてお伺いいたします。

九、交通安全対策について。

まずは、信号機のない横断歩道における交通安全対策についてでございます。

道路交通法では、信号機のない横断歩道を歩行者が横断しようとしている場合、車は一時停止し、その通行を妨げてはならないとされています。

本年八月十日から八月三十一日の間に実施したJAFの調査によると、本県の信号機のない横断歩道における一時停止率は、過去最高と

なる五六・七％、全国七位とのことでした。昨年の調査結果の一四％、全国四十五位から大幅に改善され、県警察が実施してきた各種施策の効果が現れたものと感じます。

横断歩道における交通事故は、死亡事故等の大きな事故に直結することから、引き続き、各種広報活動や交通指導取締りを積極的に推進し、信号機のない横断歩道における一時停止率のさらなる向上に努めていただきたいと思います。

そこで質問いたします。

JAFの調査によると、本県の信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止率が大幅に改善したが、その要因について県警察はどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、中高生の自転車事故防止対策及び県立高等学校における交通安全教育についてでございます。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用する身近な乗り物であり、その中でも特に中学生や高校生は通学等で自転車を利用するなど、自転車に乗る機会が多いと認識しております。道路交通法では、自転車は軽車両に位置づけられ、道路を走行する際は、車として各種交通ルールを遵守しなければならずとされています。しかし、学校や駅周辺で自転車に乗る学生を見かけますと、夜間に無灯火で走行したり、イヤホンをつけたままやスマートフォンを操作しながら運転している姿が見受けられます。このように、交通ルールを無視した危険な運転をする中高生が目立ち、その対策が急務であると感じております。

そこで質問ですけれども、一点目、中学生及び高校生の自転車の交通事故を防止するための県警察の取組についてお伺いいたします。

二点目、県立高等学校における交通安全教育はどのように行われているのかお伺いいたします。

十、脱炭素社会の実現に向けた取組について。

本県では、青森県地球温暖化対策推進計画において、二〇三〇年度までに温室効果ガス排出量を二〇一三年度比で三二％減とすることを目標としているとことです。県としても、これまで脱炭素社会の実現に向けて様々な取組をしてきていると思いますが、これまで以上に積極的に推進していくべきと考えております。

東京都では、新築の住宅等の建物への太陽光パネル設置義務化について、二〇二五年四月の施行を目指しているとのことであります。この制度は、大手住宅メーカーなどに対し設置を義務づけるというものでありますが、東京都によりますと、新制度の効果によって、二〇三〇年までに七十五万キロワット程度の導入量を見込んでいるとのことです。青森県としても、脱炭素社会の実現に向けて、将来を見据えたさらなる積極的な取組が必要ではないかと思っております。

そこで質問いたします。

一点目、温室効果ガス排出の現状についてお伺いいたします。

二点目、家庭部門の温室効果ガス削減に向けて、県はどのように取り組んでいくのかお伺いいたします。

以上で、壇上からの一般質問を終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 三村知事。

○知事（三村申吾） 副議長にお答えいたします。

まず、新規学卒者の県内就職の促進に向けた取組であります。

私は、本県経済を担う若者の仕事づくりと、その県内就職や定着を促進することが極めて重要であると考え、新規学卒者の県内就職に向けた各種施策に積極的に取り組んできました。

具体的には、私自身が教育長、青森労働局長と共に、県内経済団体に対しまして、新規高等学校卒業者の早期採用活動を毎年継続して要請しているほか、県外就職の割合が高い県立工業高等学校等における企業PRイベントや、県内外の大学生等を対象とする企業説明会の開催、さらには、本県独自の取組でありますあおり女子就活・定着サ



ポーターズ「あおもりなでしこ」による県内就職の魅力の発信などに  
取り組んできたところです。

今年度からは、県内就職の魅力を県内外の幅広い層に発信し、より  
一層の機運醸成を図るため、「らしく、はたらく AOMORI」を  
キャッチコピーに、テレビCMや各種SNS広告などを活用した大規  
模なプロモーションを展開するとともに、県内就職の魅力発信の機会  
の拡大を図るため、県内企業との連携体制の構築に取り組んでおりま  
す。

私は、一人でも多くの若者たちに県内での就職を選択してもらえ  
るよう、県内企業や関係機関と連携を図りながら、今後とも全力で取り  
組んでいきます。

続いて、本県への移住促進に向けましては、本県の魅力のPRが重  
要と考えるがでございます。

本県の移住相談件数は増加傾向にございまして、都内に設置してお  
ります青森暮らしサポートセンターへの昨年度の相談件数は二千六百  
九十二件と過去最多で、同センター等を利用した移住決定者数も三年  
続けて百人を超えております。

私は、コロナ禍にあつて地方移住への関心が高まる中、この機会を  
逃すことなく、本県の可能性や多様性を県外にお住まいの方々にしっ  
かりと伝え、移住促進を図ることが重要と考えております。

このため、本県において、新規就農や創業、起業、リモートワーク  
などの多様な働き方が可能であることや、通勤時間の短さ、家賃の安  
さといった充実した住環境、豊かな自然や食の中で働きながら子育て  
しやすい環境が整っていることなどにつきまして、各種イベントやウ  
ェブサイト、SNS、新聞広告等の様々な手法により情報発信いたし  
ております。

去る十月三十日には、県内市町村など五十ブースが出展し、都内で  
開催しました青森県UIターン・交流フェアに私自身も参加しまして、

首都圏等に在住の参加者に、本県で働き、暮らすことの魅力を直接働  
きかけたところでございます。

私といたしましては、一人でも多くの方に移住への興味、関心を持  
っていただくため、今後も様々な場面において青森暮らしの魅力をし  
っかりとPRし、さらなる移住者の増加につなげていきます。

続きまして、コロナ禍での県産農林水産物の輸出拡大に向けての取  
組であります。

私は、県産農林水産物の輸出拡大を図ることは、本県農林水産業の  
持続的な発展に欠くことのできない重要な取組であると考えていま  
す。

このため、コロナ禍で渡航が制限されている中でも、これまで培っ  
てきた輸出先国とのネットワークを生かし、リンゴについては、アジ  
ア各国の小売店で試食宣伝を実施してきたほか、オンラインを活用し  
たPRイベントの開催や、コンビニエンスストアでの販売拡大に取り  
組んでいるところであります。

また、米については、香港において、主力の業務用に加え、本年度  
からは、家庭用の小売販売を本格的に開始するなど、輸出拡大に向け  
て、コロナ禍の需要の変化にも対応しているところであります。

今後は、コロナ禍で減少した外食・小売需要の回復を見据え、外食  
企業及びスーパーマーケットチェーン等と連携しました青森県フェア  
の実施により、県産食材の魅力を強力にPRするほか、市場ニーズの  
把握や国内外の事業者との信頼関係の強化を図りまして、消費動向の  
変化に的確に対応しながら、関係団体と一丸となって県産農林水産物  
の一層の輸出拡大に取り組んでまいります。

私からは以上であります。

○副議長（蛭沢正勝） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 御質問五点についてお答えします。

初めに、困難を有する子供、若者や家族への支援に関する御質問の

うち、現状についてです。

子供や若者が直面している困難は多岐にわたりますが、現状について主な指標を見てみると、まず、若年無業者、いわゆるニートは、令和三年の総務省の調査において、十五歳から三十九歳までの年齢層の人口の二・三%を占めるとの結果から、本県の同じ年齢層の人口では約六千人と推計されます。

また、ひきこもりの若者については、平成二十七年の内閣府の調査で全国に約五十四万千人と推計されており、人口比で割り出しますと、本県では約五千人と推計されます。

不登校やいじめについては、令和三年度の文部科学省の調査によると、本県の小・中学校、高等学校、特別支援学校を合わせて、不登校の児童生徒が二千二百五十八人、いじめ認知件数が五千二百四十四件であり、発達障害については、令和三年度の県発達障害者支援センターへの相談件数が四千五百六十七件となっています。

また、少年非行については、県警察本部によると、令和三年の刑法犯少年の検挙・補導人数は百十人となっています。

次に、相談先が分からず困っている子供、若者や家族に対する県の取組についてです。

困難を有する子供、若者や家族が必要ときに必要な支援を受けられるようにするためには、相談窓口や支援体制の認知度を高めていくことが重要であることから、県では、相談支援機関等を周知するため様々な取組を行っています。

具体的には、令和三年度から地域の教育、保健、医療、福祉、雇用、非行防止などに関する相談支援機関が一堂に会し、合同相談会を実施することで、相談支援機関の認知度向上を図っています。

また、子供や若者に身近な情報収集の手段であるツイッターやLINEなどに相談窓口に関するメッセージ広告を配信し、県のホームページに掲載している子ども・若者支援機関マップ等の情報につなげる

取組を実施しています。

さらに、今年度からは、家庭や学校、職場以外の第三の居場所、いわゆるサードプレイスをインターネット上に設け、困難を有する若者が安心して参加し、発言でき、存在を認められる居場所づくりにも取り組んでいます。

加えて、青少年・男女共同参画課内に、電話による子ども・若者総合案内を設置しているところであり、これらを通じて相談支援機関等の周知に努めているところです。

次に、県の今後の取組についてです。

県では、子供、若者の成長と自立を支援していく社会づくりを目指し、関係機関及び県民が一体となって取り組んでいくための指針として、青森県子ども・若者育成支援推進計画を策定し、各種施策を展開しているところです。

現在、来年度からの五年間を計画期間とする次期計画の策定作業を進めているところであり、特別支援学校高等部新卒者の就職率向上や、不登校の発生件数の減少につながる施策の充実を図っていききたいと考えています。

また、新型コロナウイルス感染症やデジタル化の進展により、子供、若者の孤独、孤立の問題が顕在化した影響と思われる二十歳代の自殺件数やネット犯罪の増加に対しても、的確に対応していききたいと考えています。

県としては、引き続き、相談支援機関等と連携し、困難を有する子供、若者や家族への切れ目のない支援体制の強化に努めていきます。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組に関する御質問のうち、温室効果ガス排出の現状についてです。

温室効果ガス排出量について、県では、二〇一八年に改定した青森県地球温暖化対策推進計画で、二〇三〇年度までに二〇一三年度比で三一%削減する目標を掲げているところです。直近のデータである二

〇一九年度の排出量は、二酸化炭素換算で千五百四万トン、二〇一三年度比で一四・二％の減少となっています。

また、温室効果ガスのうち、二酸化炭素排出量の部門別構成割合を見ると、産業部門が三四・四％と最も多く、次いで家庭部門が二三・二％、運輸部門が二〇・五％、業務その他部門が一三・五％などとなっている。削減目標の達成に向けて、引き続き、行政、県民、事業者、各種団体など、あらゆる主体による取組強化が必要な状況です。

最後に、家庭部門の温室効果ガス削減に向けた県の取組についてです。

積雪寒冷地である本県では、暖房等の使用に伴う二酸化炭素排出量が多く、二〇一九年度の一世帯当たりと比較すると、全国平均の三・九七トンに対し、本県は五・二八トンとなっています。その内訳を燃料種別に見ると、灯油由来が約四五％、電気由来が約五〇％となっています。

このため、家庭部門における二酸化炭素排出量の削減に向けては、灯油使用量の抑制と、再生可能エネルギーで発電した電気の利用促進が重要になると考えています。

まず、灯油使用量の抑制については、ホームセンターなどで購入可能な資材で手軽にできる断熱DIYや、省エネ性能の高い家電による節電効果の紹介など、家庭での省エネ行動の促進に引き続き取り組んでいきます。また、再生可能エネルギーで発電した電気の利用促進については、自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援する国の補助制度の周知を図るなど、情報発信に取り組んでいきます。

〇副議長（蛭沢正勝） 健康福祉部長。

〇健康福祉部長（永田 翔） 御質問の七点に順次お答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの入所申込者数と、待機せずに入所するための県の取組です。

国では、特別養護老人ホームの入所申込者の状況調査結果を三年ご

とに公表しています。施設入所の対象となる要介護三、四、五の入所申込者については、直近の平成三十一年度の調査結果は、平成二十八年年度の調査結果と比較して、六百九十五人増の四千七百七十五人でした。四千七百七十五人の内訳としては、他施設へ入所中及び入院中の方が七百五十人増の二千八百六十九人、在宅の方が五十五人減の千三百六人でした。

こういった状況を踏まえて、県では、基本的な在宅サービスの充実に努めるとともに、特に在宅での生活が困難な方などへの対応として、特別養護老人ホームの整備を計画的に進めています。

具体的には、基本的な在宅サービスである定期巡回型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については、県内全体で令和三年度末一万八千四百五十六人分から令和五年度末二万千八百五十八人分と、三千四百二人分の充実を図ります。また、特別養護老人ホームの整備として、その定員数を令和三年度末六千九百五床から令和五年度末七千百十床と二百五床の増加を図ります。

続いて、低所得高齢者が安心して高齢者施設に入所するための県の対策です。

低所得高齢者が安心して高齢者施設に入所するためには、高齢者施設の利用料の軽減や、利用料も含めた施設入所全般についての相談体制の整備が重要であると考えています。

利用料の軽減として、県では、市町村が行う高額介護サービス費支給制度や、社会福祉法人等が行う低所得者向けの利用者負担軽減制度に要する経費の一部を支援しております。

また、相談体制の整備として、県では、市町村が行う地域包括支援センターの運営費用の一部を支援しています。

県としては、引き続き、これらの取組を継続して実施するなど、低所得高齢者が安心して高齢者施設に入所することができるよう、必要な支援をしていきます。

続いて、コロナ禍及び物価高騰に関連し、介護サービス事業所の廃止の数及び要因についてです。

令和四年四月から十月末における県指定の介護サービス事業所の廃止届出数は九件となっています。

その廃止理由としては、人員不足によるものが四件、利用者の減少によるものが三件、設置主体の変更等その他の理由が二件となっております。

続いて、物価高騰等のコスト増の状況下における介護サービス事業所に対する県の支援です。

県では、物価高騰等により大きな影響を受けている介護サービス事業所の負担軽減を図るため、電気代などの光熱費がかさむ冬期間においても安定的に事業を継続できるよう、介護サービス事業所等に対して支援金を支給する県独自の医療・福祉施設等物価高騰対策支援事業を実施することとして、一般会計補正予算案に所要の経費を計上し、本定例会において御審議いただいているところです。

具体的には、入所系の介護サービス事業所に対しては、定員三十人以上で定員一人当たり一万円、定員二十九人以下で一律三十万円、通所系の介護サービス事業所に対しては一律二十万円、訪問系の介護サービス事業所に対しては一律十万円を支給するものとなっております。

続いて、県内の保育所等の定員及び入所人員の推移です。

県内の保育所及び認定こども園の定員は、令和二年四月一日時点の三万五千四百七十八人に対し、令和四年四月一日時点では三万四千四百九十五人となっており、この間、定員は千二百八十三人減少しています。

同じく入所人員は、令和二年の三万二千二百九人に対し、令和四年は三万百十二人となっており、二千九十七人減少しています。

県内の保育所等の定員割れの状況についてです。

令和四年四月一日時点の県内の保育所及び認定こども園の数は、合計で五百か所です。このうち、定員に対する入所人員の割合が九〇％以上の施設は百九十一か所で全体の三八・二％、九〇％未満の施設は三百九か所で六一・八％となっています。

続いて、保育サービスの提供を確保するための県の取組です。

県では、令和二年三月に策定した青森県次世代育成支援行動計画「のびのびあおもり子育てプラン」（後期計画）において、社会全体で子育てを支え合い、安心して子供を産み育てられる青森県を基本目標に、子育て世帯の多様なニーズに対応した保育環境の一層の充実を図ることとしています。

今後、人口減少や少子化が進行する中であっても、誰もが希望する保育所等へ入所することができ、質の高いサービスが提供されることが重要であるとの考え方に基づいて、県では、施設の統廃合や法人合併などについて、保育事業者からの相談等に応じているところです。

また、県としては、引き続き、長期的な視点に立って、保育士等の処遇改善と保育人材の確保、資質向上を進めることにより、人口減少地域においても必要な保育サービスの提供体制が確保されるよう、市町村や保育事業者を支援していきます。

○副議長（蛭沢正勝） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 新規学卒者の県内就職促進についての御質問のうち、東北各県と比較した県内就職割合の状況についてお答えいたします。

本県の令和四年三月新規高等学校卒業者の就職状況は、県内求人倍率が三・三二倍と過去最高を記録し、県内就職割合は六二・四％と二十年ぶりに六割を超えたところです。

これを東北各県と比較してみると、県内求人倍率は、宮城県に次いで二番目と東北の中では高い水準となっていますが、県内就職割合は六番目となっており、五番目の岩手県とは一一・七ポイントの開きが

あります。

また、本県の令和四年三月新規大学等卒業者の就職状況については、県内就職割合が四四・七％と、前年と同水準となっております。

これを東北各県と比較してみると、本県は四番目となっております。

○副議長（蛭沢正勝） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） 本県農業の収益力強化に関する御質問二点にお答えします。

まず、攻めの農林水産業を推進してから本県の農業産出額及びその作目別の内訳がどのように変化したのかについてです。

本県の農業産出額は、攻めの農林水産業がスタートする前の平成十四年が二千五百七十億円、直近の令和二年が三千二百六十二億円と、この十八年間で一・三倍に増加しており、取組の成果が着実に現れています。

作目別には、果実が五百四十九億円から九百六億円と一・七倍となったほか、畜産が六百六十六億円から八百八十三億円に、野菜が六百六億円から八百二十一億円に増加した一方、米が五百六十六億円から五百四十八億円に、その他が百八十三億円から百四億円に減少しています。

なお、米に関しては、生産調整の影響などから産出額が減少しているものの、農林業センサスによると、一経営体当たりの経営耕地面積が平成十七年の一・五ヘクタールから令和二年には二・八ヘクタールに拡大しており、担い手への農地集積により、労働生産性は向上しているものと考えています。また、その他の産出額が減少した主な要因は、葉たばこの生産調整によるものです。

次に、稲作農家の所得確保に向けて、省力・低コスト化や転作作物の導入を促す県の取組についてです。

米の需給調整が行われてもなお米価が下落傾向にある中で、稲作農家の所得を確保するためには、技術革新や規模拡大による省力・低コ

スト化に加え、水稻に代わる収益性の高い作物の導入が必要です。

このため、県では、県産業技術センターと連携して、年間労働時間のおよそ半分を占める育苗・田植作業を短縮できる直播栽培や高密度播種苗栽培のほか、自動直進田植機や自動水管理装置等のスマート農業技術の普及拡大に取り組んでいます。

また、水田を活用した転作作物として、ニンニクやブロッコリーなどの高収益野菜の導入を進めているほか、需要が高い大豆については、先進事例を学ぶ現地検討会を開催し、単収を向上させるための排水対策や雑草防除など、栽培技術の底上げを図っています。

さらに、生産者がこうした新たな技術や作物を導入するに当たっては、国の補助事業や県単独事業の活用により機械等の導入を支援するなど、関係機関と連携しながら、稲作農家の所得確保に取り組んでいるところです。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 御質問四点にお答えいたします。

最初に、人口減少に対応したまちづくりについてです。  
県内の市町村を含む地方都市では、急激な人口減少によって市街地の空き家、空き地が増加して人口密度が低下する、いわゆる中心市街地のスポンジ化が大きな課題となっております。

県では、こうした課題に対応するため、新たな市街地の拡大は行わず、コンパクトなまちづくりが必要との考えを反映した青森県都市計画マスタープランを策定しています。その中で、圏域別計画として、県内六圏域ごとに市町村の連携など圏域内のマネジメントにおける考え方や、広域的な視点での都市施設等に関する方針を示しています。

一方、国においては、コンパクトなまちづくりの実現に向けた市町村の取組を促進するため、居住機能や都市機能の集約化を進める立地適正化計画の作成を推進しており、県においても、市町村に対し、計画作成を呼びかけてきたところです。

県としては、今後も市町村に対し、青森県都市計画マスタープランを基本とするまちづくりを促し、立地適正化計画作成の意義を啓発していくことで、各市町村におけるコンパクトなまちづくりが促進されるよう支援してまいります。

二点目として、西滝新城線新城一工区の事業費と進捗状況についてお答えします。

都市計画道路三・四・二号西滝新城線は、青森市の中心市街地と西部地区とを結ぶ総延長四・一キロメートルの幹線道路であり、令和二年度までに起点側から新青森駅付近までの二・五キロメートルと、終点側〇・四キロメートルが整備済みとなっています。

未整備区間は、新青森駅付近から津軽新城駅付近までの一・二キロメートルとなっており、このうち新城一工区は、幅員が狭い津軽新城駅側の〇・六キロメートルを整備するもので、令和二年度から事業に着手しています。

新城一工区の事業費は約二十一億円を想定しており、令和二年度に路線測量と道路設計を行い、昨年度からは用地測量と建物調査を実施しています。

今年度は、昨年度に引き続き、用地測量と建物調査を行うとともに、用地買収にも着手することとしています。

三点目として、西滝新城線新城二工区の事業費、今後の見通しについてお答えします。

西滝新城線の未整備区間のうち、未着手となっている新青森駅側の新城二工区については、来年度新たに着手を予定する事業として、事前の評価を終えたところです。

新城二工区の事業費は約十九億円となる見込みであり、計画的に事業を進めていきたいと考えています。

最後、四点目として、津軽新城停車場油川線新城工区の進捗状況と今後の取組についてお答えします。

津軽新城停車場油川線の新城工区については、歩道がなく、狹隘区間であることから、平成二十六年より津軽新城駅付近から国道七号までの延長九百三十五メートルについて、車道拡幅と歩道整備に取り組みしており、総事業費は約十二億円を予定しています。

これまで、用地買収が完了した区間から工事を進めており、昨年度までに延長百八十六メートルを完成させるとともに、今年度は国道七号側の延長二百四十三メートルにおいて工事を実施しております。

また、今年度は用地買収も進めており、現時点での用地取得率は約九割となっております。

引き続き、残る用地買収を進めるとともに、青森市が実施している下水道工事との調整を図りながら、早期の工事完成に努めてまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 観光国際戦略局長。

○観光国際戦略局長（堀 義明） 御質問二点にお答えします。

まず、県産農林水産物の輸出状況についてです。

本県産農林水産物、食品の輸出額は、ジェットロ青森貿易情報センターの調査によると、令和元年が約二百三十二億円、令和二年が約百九十億円、令和三年が約二百五十九億円となっており、令和三年は、コロナ禍前の令和元年を上回っております。

令和三年の内訳は、リンゴやリンゴジュース、ナガイモ、米などの農産品が輸出額全体の七〇％を占める約百八十一億円、ホタテやサバなどの水産品が二九％の約七十五億円、木材などの林産品が約三億円となっております。

次に、香港への輸出実績と輸出拡大に向けた取組についてです。

令和三年の香港への本県産農林水産品の輸出実績は、ジェットロ青森貿易情報センターの調査によると、輸出量が約八十一万九千トン、輸出額が約六十五億三千万円で、いずれも国・地域別では、台湾に続き、第二位の輸出先となっております。

本年度は、業務用米として定着しているまっしぐらの家庭向け販路として、新たに現地スーパーマーケットチェーンでの小売販売や、大手インターネット通販での青森県産品フェア開催などのほか、十一月には三年ぶりに香港バイヤーを本県に迎え、県内企業との商談会や企業訪問を実施し、今後は成約に向けた継続支援をしていくこととしております。

また、本年八月に経済交流の促進に向けた覚書を締結した香港貿易発展局との連携を密にし、香港企業と県内事業者とのビジネスマッチングに継続して取り組んでいくほか、来年一月には香港バイヤー等を講師に迎え、令和四年度第二回香港食品ビジネスセミナーを開催するなど、香港へのさらなる輸出拡大に向けて、積極的に取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 県立高等学校における交通安全教育についての御質問にお答えします。

県立高等学校では、交通安全教育の目標や、年間を通して指導すべき内容等を整理した学校安全計画を作成し、保健体育科や特別活動などの学校における教育活動全体を通じて、計画的に交通安全教育を実施しております。

具体的には、自転車の点検整備と正しい乗り方、二輪車や自動車の特性や安全な利用、自転車利用時を含めた運転者としての義務と責任のほか、幼児や高齢者、障害のある人等の交通安全に対する理解と配慮などについての学習を通して、交通社会の一員としての自覚と社会的責任の意識を高める指導を行っております。

また、交通安全教室においては、警察等の関係機関の協力を得て指導に当たっており、通学路の危険箇所や事故要因を理解するための動画や、自転車シミュレーターを用いた演習などの実践的な指導を行っております。

○副議長（蛭沢正勝） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 交通安全対策に関する御質問二点のうち、初めに、一時停止率が大幅に改善した要因について、県警察の考え方を答えたいします。

県警察では、本年の交通警察の推進重点の一つに歩行者安全対策の推進を掲げ、歩行者保護に関する各種取組を推進してまいりました。

主な取組としては、「ハンド&サンクス」で安全横断車への渡る合図とありがとう」をスローガンに掲げ、歩行者に対し、安全な交通行動の実践の促進を図るとともに、運転者に対する歩行者保護意識の醸成にも努めております。

また、毎月一日、十五日を歩行者安全対策強化日に設定の上、関係機関や団体と連携した広報啓発活動を推進しているほか、年間を通じて横断歩行者等妨害等の交通指導取締りを強化しております。

加えて、県の重点幹事業の予算を活用し、タレントの玉林さんを起用したラッピングバスの運行、バスの中ぶり広告の掲載、テレビCMの放映など、視覚に訴える広報を通じて、運転者に対し、歩行者保護意識の浸透を図っているところです。

JAFによる調査において、本県の信号機のない横断歩道における車の一時停止率が改善した要因について、一概に申し上げることは困難ですが、警察におけるこうした取組が県民に浸透してきたことも一因として考えております。

県警察といたしましては、今回の調査結果に満足することなく、引き続き各種取組を推進して、信号機のない横断歩道における交通事故の防止に努めてまいります。

次に、中学生及び高校生の自転車の交通事故を防止するための県警察の取組についてお答えします。

県警察では、警察官が各学校に赴いて交通安全教育を実施しているほか、関係団体と連携し、スタントマンが生徒の前で自転車と車の衝

突事故を再現する体験型の交通安全教室を開催するなど、自転車を利用する際の交通ルールの周知とその遵守の徹底を図っております。

また、通勤、通学で自転車利用者が集中する駅周辺や通学路等を自転車指導啓発重点地区・路線として二十五か所選定し、無灯火や二人乗りなどの危険な自転車利用者に対する指導警告を実施するなど、自転車安全対策を重点的に推進するとともに、関係機関、団体と連携した広報啓発活動を行っているところであります。

加えて、道路交通法の改正により、来年四月までに自転車利用時のヘルメット着用が努力義務化されることから、中高生に対しても周知に努めていくこととしております。

○副議長（蛭沢正勝） 閣議員。

○二十三番（関 良） 答弁ありがとうございます。納得できる答弁ですので、再質問等はありません。

○副議長（蛭沢正勝） 五分間休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時十五分再開

○副議長（蛭沢正勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

三番山本知也議員の登壇を許可いたします。——山本議員。

○三番（山本知也） 自由民主党の山本知也でございます。議長のお許しをいただきましたとして、所感を述べながら質問に入ります。

「世の中を動かすには行動するしかない」。先日、大島理森前衆議院議長からいただいた言葉です。民主主義とは何か、政治とは何か、そのことについて学びました。

一九七五年、今から四十七年前の四月、大島前衆議院議長もこの県議会が政治家のスタートでした。当時を記した書物に、選挙民は既成の政治家に飽きている、本当の政治哲学を求めている、政治家として

やらねばならないことは真の対話だ、たった一人でもやる、見ていてくださいと話したと記されていました。四十七年たった今も対話が大事だということでした。今の政治家は、対話できているでしょうか。

日本も世界も、今、ワールドカップに熱狂しています。日本代表が強豪ドイツ、スペインに勝利し、大躍進を続けていますが、今十七歳の日本人女性が世界で注目を集めています。国際子ども平和賞を受賞した川崎レナさんです。市民の声を最初から聞いてくれないように見える日本の政治に、誰が協力しようとするのでしょうか、変わりそうにない日本、日本の若者は政治に興味がないのではなく、政治を信頼する理由、投票する理由が今はまだ見つからないことが多いのです、政治家になる前にかっこいい大人になってください。日本代表の勝利も、そしてそれ以上に、若い世代の声が私の心に響きました。政治家としてやらなければいけないのは真の対話だ、その言葉につながりました。子供たちから見てもかっこいい大人になれるように県民の声をしっかり届け、県議会で真の対話をするため、通告に従い質問に入ります。

初めに、今後の新型コロナウイルス感染症対策について質問します。十一月、全国的に新型コロナウイルス感染症が再び増加に転じました。第八波が始まったと言われていますが、WHOが十一月九日に発表した週報では、日本が過去一週間の新規感染者数で世界第一位にランクされました。世界的な視点で見ると、今まで感染者の少なかった東アジア全体で流行が再燃しています。国内に目を向けると、これまで、感染拡大は人口の多い首都圏などから始まり、移動に伴って各地に広がる傾向にありましたが、今回は北海道や東北地方などで感染拡大が始まっています。本県においても、一日の感染者が千人を超え、病床使用率が八〇%、確保病床使用率が五〇%を超えるなど、医療体制は逼迫しつつあります。

第八波の対応として、政府は、新型コロナウイルス感染症対策分科



会で、感染状況のレベルを現在の五段階から四段階に改め、病床使用率など保健医療の負荷状況等に依りて医療ひっ迫防止対策強化宣言、医療非常事態宣言を発令し、旅行の自粛や出勤の大幅抑制を呼びかける方針を示しました。各都道府県に目を向けると、福岡県、愛知県では、医療ひっ迫防止対策強化宣言を發出する場合の判断基準を既に発表しています。

国は、新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行への備えを促すとともに、旅行支援の実施や水際対策の緩和など、行動制限と緩和策、いわゆるブレーキとアクセルを同時に踏んでいるような状態になっています。各都道府県は、感染抑制のために自粛要請をするべきか、緩和を続けるべきか非常に難しい判断を迫られています。

そこで、国は、今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について示しておりますが、本県ではどのように対応するかお伺いします。

続いて、医療従事者等の意見と医療政策について質問します。

「私は、医学生です。御縁があり、初めて青森県を訪れ、むつ市の医療を調査しました」。この始まりで、二度も医学生が見た青森県の医療についての意見が新聞に掲載されていました。一つは、むつ市のコロナワクチン接種戦略について、もう一つが、むつ総合病院における疾患の地域特性についての意見です。私も初めて聞く言葉でしたが、むつ市のワクチン接種戦略は、オプトアウト式と言うそうです。あらかじめ接種日時や場所を指定した接種券を配布する方法で、三回目までの接種率が県全体より二割も高くなっているそうです。一般市民でもある市職員と市長との距離が近く、彼らの意見に傾聴し、顔の見える信頼関係をふだんから築くと、地域の健康に大きく寄与することを実感し、地域に溶け込み、現場の声を医療に還元する架け橋になりたい、そういった内容でした。

同じように、むつ総合病院で実習した医学生は、むつ市が海産物の

町であることを病院で知り、ホタテやウニ漁のシーズンオフには糖尿病患者が多く、また、海産物の加工品工場でのけがなどで整形外科を受診される方が多い傾向を肌で感じたそうです。ふだんは札幌市の大学病院で学んでいるため、気づくことができませんでしたが、病院から地域を診るといふことはこのことかと初めて実感したそうです。いずれも医学生として地域に溶け込み、現場の声を医療に還元することで、多くの方に医療を身近に感じてほしいという思いが込められていました。

そこで、私も地域と県政の架け橋として、このような現場の声、そして、医療従事者や関係団体等の意見をどのように政策に反映しているのかお伺いします。

次に、二〇二五年の崖への対応とDXの推進によるデジタル社会の実現について質問します。

今定例会において大崎議員も取り上げておりますが、二〇二五年の崖とは、経済産業省のDXレポートで提示されたキーワードです。二〇一八年に発表された同レポートでは、日本企業がDXを推進しなければ、二〇二五年以降の五年間で最大年間十二兆円の経済損失が生じるとしています。

国の二〇二三年度概算要求のキーワードはDXとGX。デジタル社会実現への変革であるデジタルトランスフォーメーションと、脱炭素化を実現するための社会変革であるグリーントランスフォーメーション。地方も同じようにDXの推進が求められています。

これまで、国は、地方創生の名の下に、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、本県も同様に地方創生の取組を進めてまいりました。国は、このまち・ひと・しごと創生総合戦略を年内にも仮称デジタル田園都市国家構想総合戦略へと改訂するとしています。本県もこの流れに乗り遅れることなく、デジタル社会を実現していく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大と長期化をきっかけに、社会経済活動において、対面中心からオンラインでの取引や会議、テレワークをはじめとするデジタルを活用した取組が加速化しています。離れた人や組織をつなげるデジタル化は、地理的ハンディキャップがある本県をはじめとする地方にこそ大きな可能性をもたらします。

そこで、デジタル社会の実現に向けて、地方においてこそデジタルを効果的に活用していくことが重要と考えますが、県はどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、自然災害への対応について質問します。

二年続けての大雨災害。下北、上北、そして津軽地方を中心とした豪雨による被害は、自然災害が少ない本県のイメージを覆しました。

大雨被害で思い浮かぶのは、近年では九州など西日本が中心です。

十月末、建設委員会の県外調査で、熊本、福岡など九州地方を襲った地震や豪雨などによる災害復旧並びにその復興の取組を調査してまいりました。九州地方整備局におられた宮本県土整備部長の御尽力で様々な場所を調査させていただきましたが、二次被害などの人災を防ぐための無人化施工、地震で地盤がずれても落橋しない特殊な工法による橋の復旧、自然災害の石碑の設置、大規模な用地買収を伴う河川の河道付け替え、サッカーグラウンドほどの地下雨水調整池、川の地面の下に地下トンネルを掘削した地下河川など、本県では見ることのできない施工ばかりでありました。これら全ての事例が青森県の災害復旧に取り入れられるものではありませんが、復旧工事を円滑に進めるためには、住民理解と平時のインフラ整備と並行して行われる災害復旧工事の不調・不落対策が重要というものであります。

そこで、二点伺います。

本県における公共土木施設に係る災害復旧を円滑に進めるための県土整備部の取組について伺います。

また、災害復旧工事の不調・不落対策としての予定価格の設定に関

する考え方について伺います。

次に、北海道・三陸沖後発地震注意情報に係る県民への周知についてです。

地震や津波から命を守るため、今月十六日から新たに北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が、本県を含む太平洋側を中心とした地域で始まります。「後発」という言葉があるように、東日本大震災のような巨大地震の前には、その前触れとなる地震が発生するケースもあることから、大きな地震が起きたら、次に巨大地震があるかもしれないことを注意喚起するものです。

県は、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などが発生した場合、最大で五万三千人が死亡するとの予測を示し、早期避難などを徹底することで死者数を約七、八割減らせるとしています。

しかしながら、いつ起こるか分からない地震に対して常に備え続けることは、私自身にとつても、県民の皆様にとつても難しいことです。巨大地震の癖を利用して、命を少しでも守ろうというのが新たな後発地震注意情報だと思えます。

後発地震が発生する確率は百回に一回程度、九十九回はこの情報は空振りになると言われていますが、新たな運用を始める背景には、私たちの事前の備えにより、被害が大きく減らせるからであります。

そこで、地震や津波から命を守るために運用が開始される北海道・三陸沖後発地震注意情報について、県として県民にどのように周知していくのか伺います。

次に、県の災害備蓄の取組についてです。

本年九月、本県は、巨大地震で津波が発生したときに甚大な被害が生じるおそれがあるとして、特別強化地域に指定されました。特別強化地域では、津波から命を守るためのハードとソフト両面の対策を進めるため、国の財政的な支援があり、ハード面では津波避難タワー等の設置、積雪や路面の凍結を考慮した避難ルートを整備するための費

用などについて、国の負担割合が三分の二に引き上げられます。加えて、ソフト面では、防災訓練やハザードマップの作成、そして、災害備蓄品の整備が重要となってきます。本県においては、二年続けて大雨災害による孤立集落が発生するなど、道路インフラの課題が露呈していることから、大規模災害発生時における災害備蓄品の整備が特に重要であると考えます。

そこで、頻発する大雨災害、そして、今後想定される地震に伴う大規模災害に対応するため、県としてどのように災害備蓄を進めていくのかお伺いいたします。

次に、下北地域の道路整備について質問します。

下北の道路整備については、昨日の一般質問をはじめ、これまで十四年間にわたり、越前議員が地域の声を届けてまいりました。ありがとうございます。今回、私からは、災害への備えという視点で、大間町からむつ市大畑町までの国道二百七十九号のバイパス整備に絞って質問します。

先般、国道二百七十九号のバイパス整備に向けて、風間浦村で地域懇談会が開かれました。地域の皆様からは、津波などの災害が発生しても通れるように高台に整備してほしいといった安全性を求める意見や、早期の整備を求める声が相次いだほか、将来的にはバイパスを大間町へと延伸してほしいなど、様々な意見が出されたと伺っております。

バイパス整備に向けて、ホームページや広報紙「はまなすラインだより」の発行など、広報にも力を入れておりますし、地域の皆様へのアンケートやヒアリングの実施など、地域との合意形成を丁寧に行っていることに感謝申し上げます。

質問の前段で、大雨被害からの復旧、そして、今後想定される巨大地震について述べましたが、国道二百七十九号のバイパス整備は、今なお続く不便な交通状況や、避難道路としての安全なバイパス整備の

必要性の観点からも、早期に開通させるべき道路の一つであります。そこで、大間町からむつ市大畑町までの国道二百七十九号のバイパス整備に向けた取組状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次に、県内航路の維持について質問します。

初めに、道路、医療とともに、下北の最重要望項目となっております大間―函館航路の維持についてであります。

下北地域と函館地域というよりも、北海道と青森県を結ぶ交通手段である大間―函館フェリー航路は、新幹線駅がない下北にとって両道県を結ぶ唯一の交通手段であります。地方鉄道と同様に慢性的な赤字路線であります。五十年以上にわたり、経済・産業・医療・観光面などを結ぶ重要な役割を果たし、原子力防災という観点も加わったことで、下北地域にとってはますます重要な航路であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症による利用者の大幅な減少、そして、原油高騰による費用の増などを受け、航路維持に支障が出ていることから、大間―函館フェリー航路の恒久運航に向けて、地元市町村からも県に対して支援をお願いしているところがあります。県としても、生活航路、避難航路として重要な役割を担っていることから、町と一緒にどういった協力ができるか検討していきたいとおりますが、もう一歩踏み込んでいただいて、県も事業者と町の協議に入って支援の言葉をお願いできればと思います。

そこで、大間―函館航路の維持について、県の認識をお伺いいたします。

次に、蟹田―脇野沢航路について質問します。

これまでも県議会本会議をはじめ、委員会等で様々な議論がされており、先月、県と関係十三市町村は、新造船の性能や活用方法を定めた方針案に合意したとのことであり、

県は、関係自治体や事業者等で構成する会議において、今後約二十

年間の経営シミュレーションで、最も厳しい前提では年平均二千八百万円から三千七百万円の赤字が生じるものの、県全体で年平均十三億円から二十一億円の経済効果が期待されるとして、代船を造って航路を維持する方針を示しています。ぜひ大間―函館航路の経済効果も算定してほしいと思います。

また、関係市町村との会議では、修学旅行や学校行事での活用、冬季運休時の船舶の貸出し、また、災害時の活用を想定し、陸奥湾以外の外海でも運航可能な性能とするなど、様々な議論をしているようでもあります。

そこで、一点目として、蟹田―脇野沢航路の維持に向けた市町村との協議状況と今後の対応についてお伺いいたします。

二点目として、蟹田―脇野沢航路の新船の建造費や負担割合について、現在、関係市町村への説明に回っているようではありますが、新船建造費負担について、県の考え方をお伺いいたします。

次に、原子力政策のうち、青森県原子力政策懇話会の活動について質問します。

設置要綱にこう書かれてあります。「県は、国の原子力政策、本県に立地する原子力施設の安全性、地域振興など原子力を巡る様々な課題について幅広い観点に立った意見を聴き、今後の原子力行政に適切に対応するとともに、県民の安全と安心を確保するため、青森県原子力政策懇話会を設置する」。これまでの議論を振り返ると、平成二十三年の震災以降、ほとんどが安全対策と新規制基準適合性審査についてであります。原子力政策は、安全が最優先事項です。私も同感ですし、誰もが安全が最優先であることは理解しています。

しかしながら、エネルギー政策をめぐる動向は目まぐるしく変化しています。先般、柏木副知事も出席された青森県総合エネルギー政策研究会においても、カーボンニュートラル実現には、再エネの大幅な拡大とともに、原子力の活用も必要だということを指摘しています。

原子力政策懇話会の設置要綱には、安全性のほかにも、地域振興など原子力をめぐる様々な課題について、幅広い観点に立った意見を聴くことを設置目的に掲げております。

そこで、一点目として、県は、青森県原子力政策懇話会を設置していますが、これまでの活動状況についてお伺いいたします。

二点目として、これまで懇話会で取り上げてきた案件についてはどのように決めているのか、また、地域振興に係るテーマを取り上げるべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。

次に、原子力施設の立地地域における今後の地域振興についてです。

立地地域の地域振興について、懇話会での意見交換がない中で、これまで原子力関連施設の立地四市町村長は、知事と面会し、核燃税交付金の配分方法の見直しなどを要請し、県との意見交換の場を設置し、協議することとしています。ここでも新型コロナウイルス感染症の影響を受け、議論が進んでいないように感じています。

先月、西村経済産業大臣が本県の原子力関連施設を視察しました。政府は、脱炭素化の実現や電力の安定供給のために既存の原発を最大限活用する方針を示していますが、安全性とともに、立地地域の理解が重要と考えます。これは、何も国だけの責任ではなく、県も市町村も、そして事業者も官民一体となって取り組むべきことであります。

そこで、原子力施設の立地地域における東日本大震災以降の経済状況を県はどのように受け止め、今後の地域振興にどのように対応していくのかお伺いいたします。

最後に、青森県立高等学校教育改革推進計画についてです。

昨日、県立高校の志望倍率が公表されました。受験を控えた子供や保護者は、高い関心と期待や不安を抱いているものと思います。中学三年の娘がいる私もその一人であります。青森県の未来を担う子供たちを地域で支える視点で三点質問します。

一つ目は、下北地区統合校開設準備委員会についてです。

国の中央教育審議会では、平成二十七年十二月に、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策についての答申がされています。その中では、生徒数の減少などを背景とする高等学校の再編、統合の進行や、学校が抱える課題の複雑化、困難化といった子供たちの教育環境を取り巻く状況に対応していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要があると書かれています。これからの公立学校は、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む地域と共にある学校への転換を目指すべきなどと書かれています。

また、県教育委員会が昨年十一月に策定した青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画においても、社会に開かれた教育課程の理念の下、家庭、学校、地域が一体となり、よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくるという目標を共有し、生徒一人一人にこれからの時代に求められる力を育むなど、学校・家庭・地域等との連携の推進を掲げております。

そのような中、先月九日、むつ市をはじめとする十三団体から、開設準備委員会につなぐ地域との意見交換の場として、仮称下北地区統合校検討委員会の今年度中の設置を要望されています。あまり前向きな回答をいただけなかったようでありますが、国の中教審の答申や高等学校教育改革推進計画第二期実施計画を踏まえ、県教育委員会は、オープンな場で地域の人々と目標やビジョンを共有することに、より積極的に取り組んでいくべきではないかと考えます。

そこで、むつ市など十三団体が要望している検討委員会の設置について、県教育委員会ではどのように考えているのかお伺いいたします。次に、地域校の活性化について質問します。

青森県立高等学校教育改革推進計画の中に、地域校の活性化に向けた記述があります。地域校の活性化に向け、学校関係者と市町村関係

者などで構成する地域校活性化協議会における協議結果等を踏まえ、学校と地域などが一体となって教育環境の充実に取り組みますと書かれています。ぜひ下北地区統合校においても、地域と連携してほしいと思います。

地域校における全国募集に当たっても、各校の立地市町村が県外生徒の住まいや食事の提供といった生活環境の確保が前提となっております。既に全国募集を実施している他県の高校も同じように生徒を求めており、いわばライバル同士の各校と授業や教育、そして本県独自の魅力がなければ、全国から生徒は来てくれないものと思います。

そこで、地域校の活性化に向け、地域校及び所在市町村では、全国からの生徒募集も含め、どのように対応しているのかお伺いします。

また、地域校の活性化に向けた取組を進めるためには、県の関与や支援が必要と考えますが、県教育委員会の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 三村知事。

○知事（三村申吾） 山本議員にお答えいたします。

まず、私からは、医療従事者や関係団体等の意見の医療施策への反映についてでございます。

本県の医療施策につきましては、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図るための基本計画でございます青森県保健医療計画を策定し、各種の取組を進めております。

具体的には、がん、脳卒中、糖尿病などの五疾病、救急医療、災害医療などの五事業及び在宅医療のそれぞれの分野に設置する協議会及び青森県医療審議会において、目標の達成状況の確認や取組の評価等を行いまして、医療提供体制の整備や今後の取組について協議いたしております。

この各協議会及び青森県医療審議会は、専門分野の医師、関係団体の代表、市町村の代表、学識経験者及び一般公募による委員などで構

成しており、専門的見地や経験に基づいた意見をいただいております。加えて、同計画の策定に当たりましては、市町村や関係団体から公的に意見聴取するほか、パブリックコメントを実施することで、広く県民の意見も取り入れております。

私としては、人口減少や高齢化が進む中におきましても、県民の皆様が必要とする医療を将来にわたって安心して受けることができるよう、今後も様々な方の意見を伺いながら、各種医療施策の企画立案、実行に取り組んでいきたいと考えているところであります。

続きまして、地方においてこそデジタルを効果的に活用していくことの重要性でございます。

私は、本県の魅力向上と人口減少や少子化、高齢化、労働力不足などの課題解決にはデジタル技術の積極的活用が有効であり、デジタル化のさらに先にありますDXの推進に向け、行政、地域、産業など、各分野における取組の加速化を図る必要があると考えているところであります。

国におきましても、年内を用途にまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂いたしましたして、デジタル技術の活用により、地方の活性化と持続可能な社会を目指す、仮称であります。デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定するとしております。

このため、県では、庁内関係課や外部有識者によるワーキンググループを設置し、本県のDXの現状や課題の調査、分析を行い、目指す姿や取組の基本的な方向性等を年度内に取りまとめることとしており、総合戦略改訂にいち早く対応できるよう準備を進めているところでございます。また、県民の利便性向上や業務の省力化、効率化に向けた自治体DXの推進のほか、県内中小企業が戦略的に進めるDXへの伴走型支援や、デジタル人材の育成、確保など、様々な分野におけるデジタル化への対応力強化にスピード感を持って取り組んでいるところでございます。

私は、県民一人一人に寄り添い、産業分野の生産性や暮らしの利便性を向上させ、安心して暮らし続けられる青森県を実現するためには、行政はもとより、産官学との連携をさらに強化し、一丸となってDX推進に取り組んでいくべきところと考えております。

続きまして、大間町からむつ市大畑町までの国道二百七十九号のバイパス整備に向けた取組状況であります。

私は、大間町からむつ市大畑町までの道路整備につきまして、北地域広域避難路確保対策の計画に基づき、着実に進めております。

このうち、大間町から風間浦村易国間までの区間につきましては、既存の道路と県が整備しております農道及び県が代行業業で整備しております村道をつなぐことにより、今年度内に避難経路の確保を完了させます。

風間浦村易国間からむつ市大畑町までの十六キロメートルにつきましては、木野部工区二・二キロメートルで事業を進めており、残る易国間―木野部峠間の約十四キロメートルにつきましては、今年度、地域の皆様とバイパス計画を検討するための地域懇談会を立ち上げました。九月に開催しました地域懇談会におきましては、道路整備の必要性等についての認識を地域の皆様方と共有したほか、地域の意向を踏まえまして、バイパス名は風間浦バイパスに決定いたしました。

来年二月に予定しております地域懇談会では、地域の皆様や道路利用者へのアンケート、ワークシヨップ、地元企業、消防等へのヒアリングで寄せられた意見を基に複数のルート案を提示いたしまして、委員の皆様にご議論いただくこととしております。

来年度には、バイパスの概略ルート帯を決定、公表するとともに、国に重点的に要望すべき事項についても整理を進めるなど、地域の皆様と心をつなぐとして、大間町からむつ市大畑町までの避難路確保に向けた取組を着実に進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 御質問三点にお答えいたします。

初めに、大間―函館航路の維持について、県の認識についてです。

大間―函館航路は、地域住民の生活航路としてのみならず、北海道道南地域との広域観光や、下北地域における防災上の避難航路としての役割を有するなど、大間町はもとより、下北地域全体の振興に重要な航路であると考えています。

県では、こうした航路の重要性を踏まえ、現在就航している大函丸の建造費の一部として、平成二十三年度と二十四年度の二か年で計五億円を大間町に支援するとともに、大函丸の就航に必要な大間港の改修を実施しています。また、令和二年度には、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、大間町が津軽海峡フェリー株式会社に行った船体維持経費に対する支援に要する経費の二分の一を町に支援するなど、町と連携しながら本航路の存続を支援してきたところです。

本航路は、大間町が船舶を保有し、津軽海峡フェリー株式会社が指定管理者として運航を行う指定管理制度により、令和五年度末までは運航を継続するとされていることから、現在、町と津軽海峡フェリー株式会社が令和六年度以降の運航継続について協議を行っており、県では、町から随時協議状況について報告を受けているところです。

県としては、引き続き、航路の維持に向けて、大間町の取組に対して必要な協力をしていくとともに、本県と道南地域の周遊を促すことにより、本航路の利用者の増加が図られるよう、関係者と連携の上でしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

次に、蟹田―脇野沢航路の維持に向けた市町村との協議状況と今後の対応についてです。

蟹田―脇野沢航路の維持に向けては、様々な課題があることから、県では、県、むつ湾フェリー株式会社と市町村が共に課題の整理をしながら共通理解を深めていくことが重要であると考えています。

このため、県では、去る十一月十一日に第二回蟹田・脇野沢航路に係る市町村担当課長会議を開催し、収入増の方策や航路運営体制のほか、新船のコンセプトや費用負担の考え方等について、関係市町村と意見交換を行いました。

関係市町村からは、収入増に関して、むつ湾フェリーを活用した小・中学校での教育旅行の実施を全県に働きかけるべきといった意見や、新船の活用に関して、下北地域の市町村では避難航路としての期待が高いことから、引き続き検討を求めるといった意見があったところです。

また、新船については、利用者にとって魅力があり、かつ地域の安心や安全にも寄与する船とすること、冬季連休期間中の船体の貸出しや災害時の避難支援等での活用を想定し、陸奥湾以外の海外でも運航可能な性能を持った船とするといった案を説明し、この方向でさらなる検討を進めることで合意したところです。

今回の市町村担当課長会議では、新船の方向性を反映した新船の概算建造費を示した上で、負担の考え方について意見交換する予定としています。

次に、蟹田―脇野沢航路の新船建造費負担について、県の考え方についてです。

新船の建造費については、本航路の経済波及効果が全県に及んでいることや、下北地域の避難航路等の役割が期待されていることなどを踏まえた関係者間の負担を具体的に検討していくことになるものと考えています。

一部の市町村からは、県に新船建造費の全額負担を求める意見もあるところですが、県では、本航路が関係市町村からの強い要望を受けて開設されたという経緯を踏まえれば、関係市町村に一定程度の負担を求める必要があるものと考えており、具体的には、現船建造時同様に、建造費の一部について、むつ湾フェリー株式会社に対する各市町

村の出資比率に応じて負担する案を想定しています。

いずれにしても、新船建造を具体的に進めていくためには、新船の在り方や建造費負担について関係者の合意が必要であることから、県としては、現船の老朽化の状況も踏まえ、スピード感を持ちつつ、関係者間の共通理解が得られるよう、引き続き丁寧な協議を進めていきたいと考えています。

○副議長（蛭沢正勝） 県土整備部長。

○県土整備部長（宮本健也） 公共土木施設の災害復旧に係る御質問二点にお答えいたします。

最初に、災害復旧工事を円滑に進めるための取組についてです。

今年八月の大雨で大きな被害が生じたことを踏まえ、応急復旧を優先するため、災害前より施工されていた工事等については、受注者の意向で一時中止や工期の延長が可能となるようにし、希望のあった工事等については、一時中止等の措置が取られたところ です。

この大雨災害で被災した公共土木施設の国による災害査定が本日まで実施されており、災害査定後は、来年一月より緊急性が高い箇所から順次工事を発注する予定ですが、工事の発注量が多くなることから、工事を担う建設業者の技術者、作業員及び資機材の不足が懸念されています。

そのため、建設業者が災害復旧工事を受注しやすくなるよう、現場代理人や主任技術者について、災害等緊急を要する工事においては複数の工事の兼任を認めるなど、技術者配置要件の緩和を行っています。

また、今後発注予定の災害復旧工事の工事場所や工事内容、概算発注金額等の発注見通しを事前に公表し、作業員や資機材の計画的な手配や準備に役立て、計画的な工事受注につながるよう配慮しています。

次に、災害復旧工事の不調・不落対策としての予定価格の設定についてお答えします。

災害復旧工事の入札時における不調、不落を防止するためには、適

切な予定価格の設定が重要です。

最近の資材等の価格高騰に加え、採石場が被災したことから碎石の単価が上昇している例も伺っており、災害の影響も踏まえて、建設資材の価格の変動を適切に工事の予定価格に反映していくことが必要です。

そのため、県では、市場取引価格が一円でも変動した全ての建設資材について、翌月には単価改定することとして、短期間の単価上昇に対応しています。

県では、工事における適正な予定価格の設定を含め、円滑な災害復旧工事が進むよう、建設業界と連携して取り組んでまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 危機管理局長。

○危機管理局長（橋本恭男） 御質問五点にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について、国が示した今秋以降の対応に対し、県はどのように対応するのかについてです。

政府は、十一月十八日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応についてを決定したところです。

その考え方は、今秋以降の感染拡大が今夏のオミクロン株と同程度の感染力、病原性の変異株によるものであれば、新たな行動制限は行わず、社会経済活動を維持しながら高齢者等を守ることに重点を置いて感染拡大防止措置を講じるとともに、季節性インフルエンザとの同時流行も想定した外来等の保健医療体制を準備することを基本とするというものです。

また、レベル分類については、オミクロン株に対応した四段階の新たなレベル分類が示され、保健医療への負荷が高まった段階であるレベル三の医療負荷増大期には、都道府県が医療ひっ迫防止対策強化宣言を出し、感染拡大防止に向けた協力要請や呼びかけを行うこと、その後も感染拡大が続く場合等には、医療非常事態宣言により、強い協



力要請や呼びかけを行うこととされています。

県としては、こうした国の考え方に沿って、本日夕方に開催予定の第七十六回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議で、本県のレベル分類の運用見直しなどを決定した上で、引き続き、感染状況に応じた感染防止対策を推進しながら、社会経済活動の維持を図っていくこととしています。

次に、北海道・三陸沖後発地震注意情報の県民への周知についてです。

北海道・三陸沖後発地震注意情報は、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード七・〇以上の地震が発生した場合、その後、特に一週間程度は後発の巨大地震の発生に注意する必要があるとして気象庁が発信し、併せて内閣府が防災対応の呼びかけを行うものです。

注意情報が発信された場合には、国のみならず、県、市町村などからも住民に対し、先発地震の発生から特に一週間程度はすぐに避難できる態勢での就寝、非常持ち出し品の常時携帯、緊急情報の取得体制の確保、日頃からの備えの再確認などの防災対応を取るよう呼びかけを行います。

この注意情報の発信等については、十二月十六日から運用が開始されることとなっており、当該情報が発信された際に、県民の皆様が早期避難等の準備を適切に進めていただけるよう、県として、ポスターの掲示やホームページによる情報発信を行うなどの取組を進めているところです。引き続き、国や市町村と連携し、様々な媒体を活用しながら、広く周知を図っていきたくと考えています。

次に、県としてどのように災害備蓄を進めていくのかについてです。県では、大規模災害発生時に物資の流通が確保されるまでの間の被災者の避難生活に必要な物資を計画的に備蓄していくため、平成三十年三月、自助、共助による備蓄を基本とする青森県災害備蓄指針を策定しました。

この指針では、まず、家庭や事業所等において、最低三日分、推奨一週間分の必要物資の備蓄をお願いしており、その上で、市町村は、県民の備蓄物資が被災し、使用できなくなった場合を想定して備蓄することとし、県は、市町村の備蓄を補完するために一定量を備蓄することとしています。

具体的には、食料や飲料水については、県民の備蓄物資が被災により一日分程度しか使用できなくなることを想定し、補完的に市町村及び県がそれぞれ三分の一ずつを備蓄することとしています。そのため、県では、この指針に基づき、令和三年度以降、順次、食料、長期保存水、毛布、携帯トイレ等の物資を購入し、計画的に備蓄を進めているところです。

また、これら現物による備蓄に加え、災害時における物資の供給に関する協定に基づき、協定締結事業者から供給を受けることを想定した、いわゆる流通備蓄や流通在庫備蓄を組み合わせて必要数量を確保することとしています。

県としては、今後とも、自助、共助による備蓄や市町村における備蓄の促進を図るとともに、県の災害備蓄の計画的な整備と適正な管理を進めてまいります。

次に、青森県原子力政策懇話会のこれまでの活動状況についてです。青森県原子力政策懇話会は、県が国の原子力政策、県内原子力施設の安全性、地域振興など、原子力をめぐる様々な課題について幅広い観点に立った意見を聴くために、平成十五年九月に設置したものです。

これまで会議を三十一回開催しており、設置当初においては、県内の原子力施設に係る安全協定締結や県内の新たな施設の立地要請などを案件としてきました。平成二十五年度に新規制基準適合性審査の対応状況などを降では、県内原子力事業者の新規制基準適合性審査の対応状況などを案件とし、御意見等を伺ってきたところです。

また、原子力施設等の状況などについて理解を深め、懇話会での議

論に役立てていただくため、懇話会委員を対象とした県内外の原子力施設の視察調査も実施してきています。

県では、今後も県民の安全・安心の確保のため、国や事業者の動向を注視し、会議を開催していきたいと考えています。

最後に、懇話会で取り上げる案件の決め方等についてです。

本懇話会では、その時々県内原子力施設を取り巻く状況に応じ、個々の施設に関わる案件等を取り上げてきたところですが、

近年においては、県内の原子力施設が新規規制基準の適合性審査の途中であることから、こうした点を中心としながら取り上げる案件を選定してきたところです。

会議では、案件に沿って意見交換が進められている中で、例えば県内原子力施設でのトラブル対応、運転員の技術力維持向上に係る取組などといった県内事業者の安全対策に対する専門的知見に基づく意見のほか、将来のエネルギー需給見通しにおける原子力の役割、小型モジュール炉開発に対する国、事業者等の対応などといった国のエネルギー政策に対する意見、地元企業の参入状況、地域振興のさらなる充実への要望などといった幅広い観点から御意見をいただいています。

県としては、今後も国や事業者の動向を注視し、適宜案件等を検討した上で、会議を開催してまいりたいと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） エネルギー総合対策局長。

○エネルギー総合対策局長（坂本敏昭） 原子力政策に係る御質問のうち、施設立地地域における今後の地域振興についてお答えいたします。

原子力施設の立地については、安全確保を第一義として地域振興に寄与することを前提に、これに協力してきたところです。

これまで、原子力施設の立地により、地元企業の受注機会の拡大、地元雇用の促進、関連企業、研究機関の立地、電源三法交付金による生活基盤の整備促進等、相当程度の地域振興効果があったものと認識

しています。

一方で、東日本大震災以降、県内原子力施設の長期間に及ぶ運転停止や数次にわたる工程変更等は、立地・周辺地域の様々な産業経済活動において深刻な影響を及ぼすなどの状況にあると受け止めています。

このため、先般、知事から西村経済産業大臣に対し、引き続き立地地域の実情や役割に配慮した地域支援を進めるよう要請を行ったところであり、大臣からは、今後とも立地地域の声をよく伺いながら、地域振興に丁寧に取り組んでいく旨の発言があったところです。

県としては、引き続き、原子力施設と地域との共生の観点から地域振興の推進に取り組んでいくとともに、立地地域の実情に即した地域振興対策が実施されるよう、国、事業者に求めていきます。

○副議長（蛭沢正勝） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 青森県立高等学校教育改革推進計画に係る御質問三点にお答えします。

まず、地域の意見等を下北地区統合校開設準備委員会につなぐ組織の設置の要望についてです。

青森県立高等学校教育改革推進計画第二期実施計画は、地区懇談会等を通して県民の皆様にご説明し、御意見を伺いながら、昨年十一月に策定したものであり、この計画では、大湊高等学校及びむつ工業高等学校を統合し、令和九年度に下北地区統合校を開設することとしており、開設の二年前には、統合の対象となる高等学校の関係者等で構成する開設準備委員会を開催することとしております。

第二期実施計画策定後、統合校の開設に向け、地域の意見を伺う場を設けるべきとの要望等があったことを踏まえ、開設準備委員会等における検討に資するため、後援会や同窓会など、統合の対象となる高等学校の関係者や、むつ市、むつ商工会議所、むつ青年会議所へ個別に訪問し、理解促進や検討課題の把握等を目的とした情報交換を実施

しており、対話を通して具体的な御意見をいただいております。

こうした中、先月九日、むつ市等十三団体から地域の意見等を開設準備委員会につなぐ組織を設置し、統合校開設に係る課題の解決を図ることなどを内容とした要望書の提出があったところです。

県教育委員会としましては、今後も関係団体との情報交換を実施し、対話を継続するとともに、開設準備委員会等においていただいた御意見を参考に、統合校の教育活動の充実に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域校の活性化に向けた地域校及び所在市町村の対応についてです。

第二期実施計画においては、地域校の活性化に向けた対応として、学校関係者と市町村関係者等で構成する地域校活性化協議会における協議結果等を踏まえ、学校と地域等が一体となって教育環境の充実に取り組むとともに、市町村の意向等を踏まえながら、全国からの生徒募集を導入することとしております。

第二期実施計画策定後、市町村の意向等を確認し、全ての地域校において、令和三年度から令和四年度にかけて地域校活性化協議会を設置したところであり、各協議会において進学希望実現に向けた取組の充実や、地域資源を活用した教育活動の充実、地元中学校や地元以外からの入学者数増加に向けた取組の充実等の方向性に基づき、学校及び地域等のそれぞれが主体となった具体的な活性化策を取りまとめ、一体となって教育活動の充実に取り組んでいるところです。

また、全国からの生徒募集を導入することとした地域校においては、県外生徒への魅力発信等に取り組むとともに、市町村においては、県外生徒の受入れに係る生活環境の整備等に取り組んでおり、令和五年度入学者選抜に向け、各校と市町村が連携しながら進めているところです。

次に、地域校の活性化に向けた取組を進めるための県の関与や支援

についてです。

県教育委員会では、地域校活性化協議会へ出席し、活性化策の検討に資するための情報提供を行うとともに、学校と地域等が一体となって活性化を進めるため、各校と連携を密にしながら教育活動の充実に努めているところです。

具体的には、地域資源や人財を活用し、高等学校所在地域及び自身の居住地域等について理解を深める学習であるおもりに創造学の推進に向けた事業等により、地域校の活性化に向けた取組を推進し、教育活動の充実に努めております。

また、全国からの生徒募集については、入学者選抜に向け、県外生徒へ各校の魅力を発信するため、オンラインによる個別説明会や全国からの生徒募集を実施している高等学校が一堂に会して、各校の魅力を発信する全国規模の合同説明会へ参加するための支援を行うなど、広報活動の充実に努めているところです。

県教育委員会としましては、引き続き、早期に地域校の活性化が図られるよう、教育活動の充実に向けた事業を展開するとともに、各校の魅力を全国へ発信できるよう、様々な媒体による広報活動等を行うなど、各校との連携を密にしながら、魅力ある高等学校づくりをさらに推進してまいります。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問をします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

いつも危機対策本部からの新型コロナウイルス感染症に係る情報の提供、ありがとうございます。公表資料によると、確保病床使用率が五〇%を超える日が続いており、国が示すレベルでは、既に本県は医療ひっ迫防止対策強化宣言のレベルにあります。年末年始の帰省や旅行、そして忘年会などの大人数での会食をどうしたらいいのか、県民

は、県としての対応がいつ示されるのか、その状況を注視しています。先ほど答弁で、本日、危機対策本部会議の第七十六回目が行われるということでありました。

ここから再質問になりますけれども、何らかの宣言ないし方針が発表されるということでしょうか。どのような対応になるのでしょうか。改めて県の対応についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 危機管理局長。

○危機管理局長（橋本恭男） 詳細については危機対策本部会議の中において決定されることとなりますが、先ほど申し上げましたように、国の対処方針、新たに示された方針を踏まえて、県としても対応していくということになります。国の方針としては、新たな行動制限は行わず、経済活動と感染防止対策を両立させていくという方針になっておりますので、その方針に沿って対応していくこととなります。

また、レベルについては、様々な点を総合的に判断していくということが国の考え方になっておりまして、病床使用率のみでの判断という形ではないという国の考え方ですので、こういった点も専門家の方々の意見等を踏まえて、本日の会議の中で決定させていただくこととなります。

現在の状況においても、県のほうで、例えばまん延防止等重点措置のような行動制限という形ではなく、あくまでもできるだけ少人数で飲食等をしていただいて、マスクを着用した会食といったようなことをお願いいたしますということで協力を要請しているということ、現在もそういう状況になっております。そういったようなことと国の考え方を踏まえながらお示していきたいと思っております。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） 国の指針はもう発表されておりますので、ぜひ早期に県の考え方を示してほしいと思います。

次に、自然災害への対応のうち、公共土木施設の災害復旧について

であります。鰯ヶ沢町及び深浦町の町道については、県は権限代行による災害復旧を行うこととしています。県内の市町村では、専門知識を有する土木職員が不足している状況にありますので、非常に評価できる判断だったと思います。今後もし市町村に寄り添った対応をお願いしたいと思います。

次に、県の災害備蓄について再質問します。

先ほど答弁で、青森県災害備蓄指針の中で、自助、共助による備蓄として、食料に関しては、それぞれ市町村が三分の一、県が三分の一の備蓄ということがあります。食料、飲料水、毛布など、県の備蓄目標に対して、現在の整備状況についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 危機管理局長。

○危機管理局長（橋本恭男） 県としては、備蓄物資等の整備に当たり、現物を備蓄する品目は、それぞれの消費期限または使用期限を考慮して整備することとしております。食料及び飲料水は五年、毛布及び携帯簡易トイレは十年で必要な数量を確保できるように計画を立てているところです。

今年度は、令和三年度の整備開始から二年度目となっております。今年度末までに、食料及び飲料水については、必要量の五分の二程度、毛布及び携帯簡易トイレについては、五分の一程度が整備されることとなっております。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） いつ起こるか分からない災害に向けて、計画的な災害備蓄の整備をお願いします。思いとしては、整備の加速をお願いしたいと思います。

次に、県内航路の維持について再質問します。

まず、蟹田―脇野沢航路についてでありますけれども、一昨日から市町村へはコンセプト、金額、負担割合、そして建造のスケジュールまで明示して説明に回ったようでありませけれども、県議会でも新造

船の建造費、そしてスケジュールについて議論すべきと思います。市町村に説明している新船の建造費や負担割合についてお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 新船のコンセプトとしては、津軽半島と下北半島の地域振興に資する船、陸奥湾の環境、自然を味わえる快適で楽しい船、乗る人全てに優しい船——これは、バリアフリーのことも含まれます——災害時に対応できる船といった内容を考えています。

具体的には、快適で安定的な運航を確保するために必要な規模、能力を確保すること、船内で快適に過ごせるような座席や船上デッキ、多目的スペースなどを配置すること、障害や年齢、性別、言語などに関係なく航海を楽しめるような環境を整備すること、災害時における避難支援等にも対応できるようにすることといった利用者にとつて魅力があり、かつ地域の安心や安全にも寄与する船とするものです。

新船の建造費については、今回の市町村担当者会議での協議に向けて、コンセプトを反映した概算額の精査段階であり、現時点でお示しできる状況に至っていないことを御理解願います。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） 市町村への説明では過疎債の活用も見込むと、そこまで突っ込んだ話もしているようでありますので、知事は全国過疎地域連盟の会長でもありますので、市町村の活用が見込まれる過疎債の枠の確保に向けても、国へ強く要望していただくことをお願いいたします。

次に、大間—函館航路について再質問します。

企画政策部長は答弁で、町からの情報をいただきながら、できる協力をしておりますけれども、もう一步踏み込んで、県も事業者と町の協議に入ってほしいと思います。津軽と下北を結ぶむつ湾フェ

リーは、県が先頭に立ってやっています。もう一つ例を挙げれば、今回の補正予算で企画政策部は、今般の大雨災害を受けた津軽地方へ、被災市町村を中心に元気な地域づくり支援事業費補助金を計上しています。これは、昨年の下北地方、上北地方にはなかった対応です。下北地方だけの事業には県として先頭に立って支援しないでしょうか。改めて大間—函館航路の維持について、どのような支援をしているのかお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） 企画政策部長。

○企画政策部長（東 直樹） 現在、大間町並びに大間町議会と事業者である津軽海峡フェリーとで議論を重ねてきております。私どもは、直接大間町と話し合いをしまして、私どもからのアドバイスとして、現在、大間町並びに周辺の市町村の方で函館市に通院している方が多数いらっしゃるということです。具体的にどういった通院先があるのか、そういった利用状況を調査してはどうか、また、今後十年間の利用者見込みなり、収支見込み等についても事業者と十分話し合っており、その見込みを立ててはどうかなどといった助言をしているところです。

県は、これまで、例えば弘前市など弘南鉄道弘南線の維持に当たり、まず地元市町村と事業者で話し合いを進めて、それに県がオブザーバーとして途中から加わって協議をまとめてきた経緯があることから、同じように、今、大間町と大間町議会と津軽海峡フェリーが協議を進めておりますので、まずはその協議を深めていただきたいと助言しているところですので、その協議が今後深まってきた段階で、県としての参画について具体的に検討してまいりたいと思います。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） ぜひむつ湾フェリーと同じように、県が主体的に経済効果も調査して、もう一步踏み込んだ支援をお願いしたいと思います。

次に、原子力施設の立地地域における今後の地域振興について再質問します。

県が実施する地域振興については、雇用の創出や生活基盤の整備など様々ありますが、立地市町村が求めているのは核燃税交付金の配分の見直しです。これまでの立地市町村による配分見直し要望に対し、環境変化があつた場合には見直しを検討するということが示されています。

例えば原子力関連施設の稼働がそれに当たるといふ見解も示された一方で、県の核燃税条例改正の経緯を見ると、以前、私も質問しましたけれども、平成二十二年度の改正で使用済燃料の貯蔵に対する税率が、それまでのキロ千三百円から、キロ八千三百円に引き上げられています。その理由は、六ヶ所再処理工場の竣工の延期により、県自身が財政需要を満たせなくなることを環境変化と捉えて、税収確保のために税制改正を行ったということがあります。

これまで立地地域が繰り返し交付金の配分見直しを要望している背景には、この県の税率改正時と同様に、施設の操業、再稼働の延期が長期化していることよつて財政需要を満たせないということでもあります。つまり、県は、原子力関連施設の稼働延期という環境変化に対応して、税収の確保のために制度改正をしています。このことを踏まえて、今後の地域振興として核燃税交付金の配分見直しはしないのかお伺いいたします。

○副議長（蛭沢正勝） エネルギー総合対策局長。

○エネルギー総合対策局長（坂本敏昭） 青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、東京電力福島第一原子力発電所の事故等を契機といたしまして、県として原子力関係市町村における地域振興の取組等の必要性等を総合的に勘案し、平成二十四年度に交付限度額二十億円で創設し、平成二十六年からは三十億円に増額したものです。令和元年度からは、交付金総額を維持しつつ、安定的な制度として継

続しているものであり、令和四年度においても、これまでどおり三十億円としたものであります。

交付金をめぐる環境の変化、今御指摘がありましたとおり、原子力関連施設の稼働といったようなことが考えられますけれども、そういった状況も踏まえ、今後、見直しなどの検討を行うことになるかと考えているところであります。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） それでは、違う角度から質問します。

本県が事業者から頂いている核燃税については、特定納税義務者である東北電力株式会社及び日本原燃株式会社から、立地地域の方々をはじめ、県民の皆様の安全と安心の確保並びに地域振興に引き続き貢献していく観点から条例案を受け入れさせていただくとしております。両者とも明示的に地域との共生のために税収を活用してほしいという意思表示をしています。その税収を原資に、立地地域との共生に取り組むための活用方法として核燃料税の交付金の配分を見直し、立地地域における原子力・核燃料サイクル政策との共生のために手厚く措置するということは、まさに特定納税義務者の意見に沿った対応であると考えます。

交付金の配分について見直しを検討するということがありますけれども、ぜひもう一言お願いしたいと思えます。

○副議長（蛭沢正勝） エネルギー総合対策局長。

○エネルギー総合対策局長（坂本敏昭） 繰り返しになりますが、環境変化があつた場合には、その状況も踏まえ、検討を行うことになるかと考えております。

○副議長（蛭沢正勝） 山本議員。

○三番（山本知也） 核燃税交付金の制度は要綱です。条例は、地方公共団体が、その事務について、議会の議決によつて制定する法規であり、規則は、地方公共団体の長が、その権限に属する事務について

制定する法規を言います。一方で、当該交付金などの要綱は、行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たないものです。県議会の議決も必要ない、県内部で変更できるものです。ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

四年間、この問題に取り組んでまいりました。冒頭、壇上で大島前議長の言葉を申し上げました。政治家としての対話は県民との対話、そして、議会における行政との対話です。この場がまさに議論の場であると思います。今後も子供たちから見てもかっこいい大人になれるように、今後も県民の声をしっかり届けることをお伝えして、質問を終わります。

○副議長（蛭沢正勝） 三十分間休憩いたします。  
午後三時三十一分休憩

午後四時五分再開

○議長（三橋一三） 休憩前に引き続きいて会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

七番和田寛司議員の登壇を許可いたします。——和田議員。

○七番（和田寛司） 自由民主党の和田寛司でございます。通告に従いまして、順次質問してまいります。

最初に、循環型社会形成の推進についてです。

これまでの大量生産・大量消費型の経済社会活動は、私たちの生活に物質的な豊かさや便利性、快適さなど、様々な恩恵をもたらしてきました。その一方で、このような社会は大量の廃棄物を排出し、本県の自然豊かな環境のみならず、地球規模の環境にも悪影響を及ぼす要因になることも懸念されています。

世界的には、経済、社会、環境をめぐる広範な課題を総合的に解決することを目指すSDGs（持続可能な開発目標）への取組が国際社会全体で進められています。特に環境分野においては、温室効果ガス

の排出による地球温暖化問題や、プラスチックごみによる環境汚染問題などを背景として、これまでの大量生産・大量消費型の社会を見直し、持続可能な社会を築き上げていく必要性がこれまで以上に高まっていると考えます。

私たちのふるさと青森県は、世界自然遺産白神山地をはじめ、十和田八幡平国立公園や三陸復興国立公園などの豊かな自然の中で、水資源や食料にも恵まれ、暮らしやすい環境であると思います。

一方、私たちの生活から発生する廃棄物は、県、市町村、県民、事業者等によるこれまでの取組の成果もあり、県民一人一日当たりの排出量が千グラムの大台を下回ったものの、いまだ全国値の排出量を上回っている状況となっております。かけがえのない本県の豊かな環境を次の世代に引き継ぎ、持続可能な地域社会をつくっていくためには、私たち一人一人がこれまでの暮らしを見直し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減させる循環型社会を目指さなければならぬと考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、循環型社会形成に向けた本県の基本的な考え方について伺います。

二点目として、循環型社会形成のためには、市町村、県民、事業者等が一丸となって、ごみ減量やリサイクルを推進することが必要と考えますが、県の取組状況について伺います。

次に、県民の安全・安心に資する公共土木施設の防災・減災、国土強靱化の取組についてです。

近年、気候変動の影響により、全国各地で大規模自然災害による甚大な被害が相次いでおります。本県におきましても、昨年八月の大雨災害がまだ復旧途中にある中、本年八月には県内で初めて線状降水帯が観測されるなど、記録的な大雨となりました。津軽地方を中心に、県内全般で大きな被害が発生したところです。

今回の大雨災害の被災地では鋭意復旧が進められており、被災された方々がこれまでの生活を一日でも早く取り戻すことをお祈り申し上げます。このような自然災害に対しては、事前の備えを十分にを行い、県民の生命、財産を守る防災・減災、国土強靱化を進めていくことが一層重要性を増しているところです。

現在、県では、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策により、防災・減災対策や老朽化対策に取り組んでおられますが、今後、気候変動の影響による災害の激甚化、頻発化が懸念される状況において、公共土木施設の機能を強化しながら、本県の防災・減災、国土強靱化の実現を図っていく必要があると考えます。

そこで、県は、防災・減災、国土強靱化に向け、公共土木施設の機能強化にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、県産品の県外への販売拡大についてです。

三村知事は、平成十六年度に攻めの農林水産業をスタートさせ、本県の得意分野である農林水産業の収益力向上に取り組んできました。

この結果、本県の農業産出額は八年連続で三千億円を超え、生産者の所得が二倍に増加するなど、取組の成果が着実に数値に表れてきています。これは、知事のトップセールス活動が本県と販売先との信頼関係を生み、青森県フェアの開催をはじめとした県産品の販売拡大につながったことが大きく貢献したものと考えます。長引くコロナ禍において、トップセールスや店頭での宣伝活動が実施できない期間もあったと思いますが、全国旅行支援キャンペーンが実施されるなど、社会経済活動が回復しつつあります。このような中、知事の機動力を生かしたトップセールスを強力に展開するとともに、県外量販店における宣伝販売活動を実施することにより、県産品の販売促進を図っていくことが必要と考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、販売先との信頼関係を構築するためには知事のトッ

プセールスが重要と考えますが、今年度、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

二点目として、コロナ禍が長期化する中、県は店頭での消費宣伝にどのように取り組んでいるのか伺います。

次に、農作物の盗難防止対策についてです。

報道によれば、今年の七月、つがる市で収穫期を迎えたトウモロコシ約千二百本が盗まれる事件が発生したほか、鱈ヶ沢町でもスイカ約四百個が盗まれる被害が発生しているとのことです。また、九月以降は、リンゴの盗難被害の報道が目につくようになりました。先日も藤崎町のリンゴ畑でサンふじ約九百個が盗まれる事件が発生したようであり、私が住む五戸町、また、三戸郡でもサクランボの収穫時期になると、農家の方がサクランボが盗まれるのではないかと不安だという声を耳にすることがたびたびあります。農家の方々が丹精込めて育てた農作物を勝手に持ち去る行為は絶対に許すことはできません。

農家の方々も畑に防犯カメラを設置したり、自治体と協力して見回りをしたりしていると聞きますが、農作業をしながらの活動には限界があると感じます。県警察におかれましては、これまでも様々な対策を講じてきていることとは思いますが、犯人検挙と併せて被害防止の取組にもこれまで以上に力を入れていただきたいと思う次第であります。

そこで、二点質問いたします。

一点目は、最近三年間及び本年の本県における農家被害の農作物の盗難事件の発生件数と主な被害品について伺います。

二点目として、農作物の盗難被害を防止するための県警察の取組について伺います。

次に、企業誘致の推進についてであります。

企業誘致は、新たな雇用を創出し、地域産業の活性化を図る上で、即効性のある重要な取組です。私の地元三戸郡においても、今年に入



って建築用鉄骨の製作や加工を手がける県外企業が立地することとなり、本年八月に県及び三戸町との三者で基本協定の調印式を執り行い、先月には工場の落成を迎えたと伺っております。操業に当たっては、地元からの新規雇用も行われており、既に工場を増築するための第二期工事も予定されていることから、事業拡大を通じたさらなる雇用創出も期待されると思います。

一方、新型コロナウイルスの感染拡大がまだ収束の兆しが見えない中、原油、原材料の価格高騰や調達難、急激な円安の進行など、経済の先行きに不透明感が漂っており、こうした状況にあつてこそ県内経済の活性化を図り、多様な働き方を確保していくためには、他県との熾烈な地域間競争に打ち勝ちながら、企業誘致を推進していく必要があると考えます。

また、それと併せて、立地した誘致企業が地域に根を張り、地域と共に成長しながら事業を拡大していくこともまた重要であると考えます。

そこで、二点質問いたします。

一点目として、過去五年間の企業誘致の実績と傾向について伺います。

二点目として、企業誘致の推進及び誘致企業の事業拡大に向けて、県はどのように取り組んでいるのか伺います。

最後は、県有財産の利活用についてです。

一点目は、旧ラ・プラス青い森の活用についてです。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などにより、県内のホテルや宴会場の利用が著しく低下し、建物の寿命にかかわらず、休館や閉館した施設が多く見られます。県の施設においても、低額で利用されていた旧ラ・プラス青い森も同様と聞いております。

私も県議会議員になって会合などで何度か利用したことがあります。が、青森に来たときには、まだ建物としては使えるのではないかなと

気になっているところであります。

そこで、令和三年度廃止になった旧ラ・プラス青い森について、どのように活用していくのか伺います。

二点目は、閉校となった学校施設の利活用についてです。

私の地元の三戸郡では、青森県高等学校教育改革推進計画第一期実施計画において、高校四校のうち、五戸高校と田子高校の二校の閉校が決定しました。少子化の進行に伴う児童生徒数の減少などにより、全国的にも使用されなくなった学校が増えているようであります。本県に限らず、日本中の多くの地域において、厳しい現実に向き合っていることの表れと言えます。

このような中、全国の自治体において、地域活性化の観点などから様々な形で廃校を有効に活用するための取組が進められています。その多岐にわたる利活用の事例を見聞きする機会が増えてきたと感じております。

学校は、地域住民にとつて身近な公共施設であり、自分自身、あるいは子や孫が通った様々な思い出の詰まった特別な場所でもあります。私としては、地域の学校が長い歴史の末にその役割を終え、廃校となった後も、願わくは有意義に利活用され、その地域の中で親しまれる場所であつてほしいと思うのであります。

そこで、閉校となった学校施設の利活用の考え方と利活用状況について伺いいたします。

以上をもって、壇上からの質問を終わります。

○議長（三橋一三） 知事。

○知事（三村申吾） 和田議員にお答えいたします。

まず、私からは、循環型社会形成に向けた基本的な考え方です。

私は、社会を持続可能なものに転換し、本県の豊かな環境を次世代に引き継いでいくためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成が不可欠であると考えま

す。

このため、県基本計画「選ばれる青森」への挑戦の中で、本県が目指す姿の一つに持続可能な低炭素・循環型社会づくりを掲げ、もったいない・あおもり県民運動を展開し、ごみの減量やリサイクルなど、3Rの取組を進めてきました。

また、第四次青森県循環型社会形成推進計画では、令和七年度までに県民一人一日当たりのごみ排出量を九百四十グラムとすることなどを目標としており、その達成に向けまして、プラスチック資源循環の推進、食品ロス削減対策の推進、さらに、行政・民間事業者等各主体の連携強化に重点的に取り組んでおります。

循環型社会の実現のためには、家庭、職場、学校、地域など、あらゆる場面での取組を拡大することが重要でございます。県民の3Rに対する意識を着実に高め、将来にわたって県民一人一人が青森の豊かな環境の恵みを受受できるように取り組んでまいります。

続いて、防災・減災、国土強靱化に向け、公共土木施設の機能強化にどう取り組むかであります。

私は、自然災害から県民の命と暮らしを守るため、安全・安心な県土づくりを着実に推進し、災害に強い県土づくりに取り組んできました。

現在、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策により、流域治水、道路ネットワークの機能強化、予防保全型インフラメンテナンス等を重点的、集中的に進めております。

今年八月の記録的な大雨災害では、これまでの国土強靱化の取組により、河川の堆積土砂の撤去や河道内の雑木伐採を進めてきた箇所において浸水被害の発生が防止されるなど、事前防災対策の重要性及び有効性を認識しました。一方で、二年連続での大雨災害により、県内で甚大な被害が発生するなど、気候変動の影響も踏まえますと、本県の社会資本整備は、いまだ道半ばであることも改めて認識いたしました。

た。

このことから、公共土木施設の機能強化の取組を一層推進していくため、国に対し、防災・減災、国土強靱化のための五か年加速化対策に必要な予算の大幅な増額や、対策期間終了後も国土強靱化に必要な予算、財源を計画的かつ安定的に別枠で確保するよう強く要望してきております。

私は、今後も引き続き、防災・減災、国土強靱化を国に強く訴えながら必要な予算の確保に努め、安全・安心な県土づくりを一層強力に推進してまいります。

続きまして、販売先との信頼関係を構築するため、今年度のトップセールスにどのように取り組んでいるかであります。

本県の優れた農林水産物や加工品を県外で優位に販売していくためには、県産品を取り扱う販売店等の理解と協力が不可欠でございます。信頼関係を築いた上で、いわゆる通常取引につなげることが大変重要となるのであります。

私は、販売関係者やお客様との顔が見える関係を大切にしたいとの思いから、青森県民を代表して販売先の経営トップと直接面談し、また、売場に立つて消費者とコミュニケーションを取るトップセールスに、これまで地道に取り組んできたところであります。

その結果として、全国の量販店等において青森県フェアが定着しまして、また、通常取引額が増加するなど、軌道に乗ってからは、市町村や関係団体、生産者も県と共に、県産品の品質の高さや生産者のこだわりなどをアピールするようになってくれました。

また、コロナ禍におきましても、県産冷凍食品の取引など新しいビジネスチャンスが実は生まれておりますほか、米価が下落した令和三年産の米の販売拡大に積極的に取り組んでいたというところがございまして、実は築いてきた信頼関係があったからこそ受け止めているところでもございます。

今年度は、これまでに大手量販店や米卸売業者など二十五か所を訪問しており、今後はリングの販売が本格化いたしますことから、全国の量販店等における青森県フェアでのPRや、消費費地圏の青果市場への訪問に加えまして、メディアキャバンを展開するなど精力的にトップセールスを行い、県産品の販売拡大につなげていきます。今週は名古屋市と神戸市でしっかりと頑張っております。

以上であります。

○議長（三橋一三） 柏木副知事。

○副知事（柏木 司） 私から、企業誘致の推進及び誘致企業の事業拡大に向けた取組についてお答えいたします。

新たな企業の立地や誘致企業の事業拡大は、地域の雇用や経済に直接的な効果をもたらすほか、県内企業の取引拡大や技術力向上にもつながるものと考えています。

このため、県では、コロナ禍や自然災害を契機とした事業リスクに備えた拠点分散をはじめ、AI、IoT等のデジタル化の急速な進展、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進など、企業を取り巻く社会経済環境の変化を捉え、重点的かつ戦略的な企業誘致に取り組んでいます。

具体的には、サプライチェーンの再構築等のための拠点整備に対する支援のほか、自動運転・遠隔制御システム等のデジタル関連産業や、脱プラスチック素材、省エネ等の脱炭素社会の実現に貢献するグリーン関連産業など成長が見込まれる分野や、若者の関心が高く、多様な働き方ができる情報・クリエイティブ関連産業への誘致活動を強化しています。

また、誘致企業が地域に定着し、事業を拡大できるよう、工場増設に対する助成制度を設けているほか、事業活動において重要な役割を担う人材の確保に向けた求人活動支援や、即戦力となる人材の獲得支援などを行っているところです。

県としては、今後とも、事業環境の変化に柔軟に対応しながら、新

たな企業の誘致や誘致企業の事業拡大に向けて、市町村や関係団体と連携し、取り組んでまいります。

○議長（三橋一三） 総務部長。

○総務部長（小谷知也） 旧ラ・プラス青い森の活用方策についてお答えいたします。

旧ラ・プラス青い森は、令和三年九月三十日をもって廃止され、県に返還されたことを受け、劣化状況の調査等を行いながら、これまで利活用の可能性を検討してまいりました。

現時点では、青森市中心部にある立地条件等を踏まえ、県民の利便性向上と災害時の対応強化を目的に、県庁舎に入居している東青地域県民局の県税部及び環境管理部、フコク生命ビルに入居している地域連携部、地域健康福祉部及び地域農林水産部を集約移転したいと考えております。

今後は、さらなる検討を行い、現在のホテルから庁舎へ転用するための改修に加え、省エネルギー対策や災害対策を行った上で、令和九年度の供用開始を目指したいと考えております。

○議長（三橋一三） 環境生活部長。

○環境生活部長（石坂直人） 循環型社会形成の推進に関する御質問のうち、ごみ減量やリサイクルの推進に向けた県の取組状況についてお答えします。

県では、ごみの減量やリサイクルなどに県民総参加で取り組む、もったいない・あおもり県民運動を平成二十年度から展開し、レジ袋の削減や古紙の無料回収などに取り組んできました。

今年度は、引き続き、小学生に3Rチャレンジブックを配布し、ごみの減量や資源回収などに取り組んでもらったほか、新たに県内の大型商業施設で事業者等との協働による体験型の啓発イベントを実施しました。

また、食品ロス削減の取組として、県内量販店と連携して、賞味期

限等の近い商品を陳列棚の手前から取る、てまえどりのキャンペーンを実施したところです。

さらに、民間事業者、市町村及び県を構成団体とする3R推進地域連携会議を県内六地域で開催し、さらなるごみの減量やリサイクル率の向上を図るため、課題の把握や効果的な取組についての検討を続けているところであり、今後とも、各主体との協力、連携を強化し、3Rの取組を拡大していきます。

○議長（三橋一三） 商工労働部長。

○商工労働部長（三浦雅彦） 企業誘致の推進についての御質問のうち、過去五年間の企業誘致の実績と傾向についてお答えいたします。

平成二十九年度から令和三年度までの企業誘致件数は、合計で六十九件となっており、製造業が十八件、非製造業が五十一件と、近年は非製造業の立地が増加しております。

業種別に見ると、製造業の主なものは、金属製品製造業が四件、食品製造業が三件、プラスチック製品製造業と電気機械器具製造業がそれぞれ二件となっています。また、非製造業の主なものは、コンタクトセンター関連業が二十八件と最も多く、次いでソフトウェア等情報関連業が十件、物流関連業が八件などとなっています。

また、今年度の企業誘致件数は、現時点において十三件で、製造業が四件、非製造業が九件となっています。

○議長（三橋一三） 農林水産部長。

○農林水産部長（赤平次郎） コロナ禍が長期化する中、県は店頭での消費宣伝にどのように取り組んでいるのかについてお答えします。

コロナ禍においては、対面による宣伝活動ができないことから、県では、県外量販店で開催している青森県フェアにおいて、いわゆるアバターを活用した消費者と接触しないPRや、試食販売に代わる個別包装の試供品の提供など、新たな手法を取り入れてきました。

この秋からは制限が緩和され、対面でのPR活動が可能となったこ

とから、県職員や販売員が店頭に立って、直接来店者への呼びかけや商品説明を実施しております。

また、従前の試食販売や生産者による店頭でのPRに加えて、集客につながるマグロ解体ショーや津軽三味線等のイベントについても、地域や店舗の状況に応じて順次再開させており、今後もコロナ禍で蓄積した様々な手法を組み合わせながら、効果的な消費宣伝活動を展開してまいります。

○議長（三橋一三） 教育長。

○教育長（和嶋延寿） 閉校となった学校施設の活用についての御質問にお答えします。

閉校となった学校施設の活用については、青森県公共建築物利活用方針に基づき、まずは県全体で検討を行うこととし、県が利活用しない場合には、当該学校が所在する市町村に対し、利活用の意向について確認することとしております。

所在市町村において利活用の意向がない場合には、民間への売却等を実施することとなります。

これまでに閉校となった学校施設の活用状況については、旧青森戸山高等学校を青森商業高等学校に、旧八戸南高等学校を八戸高等支援学校に、旧岩木高等学校を弘前第一養護学校高等部に転用するなど、県立学校施設として利活用しているものや、旧七戸高等学校八甲田校舎等を県埋蔵文化財調査センター収蔵庫として利活用しているものなどがあります。

また、所在市町村における利活用事例としては、旧青森東高等学校平内校舎は平内町立中学校として、旧青森北高等学校今別校舎は今別町立小学校として利活用される予定となっております。

○議長（三橋一三） 警察本部長。

○警察本部長（磯 丈男） 農作物の盗難被害防止対策に関する御質問二点のうち、初めに、本県における農作物の盗難被害の発生件数等

についてお答えいたします。

警察で認知している最近三年間及び今年の農家被害の農作物の盗難被害の発生件数と主な被害品につきましては、令和元年中は、発生件数が五件、主な被害品といたしましては、リンゴ、ブドウ、柿となっております。

令和二年中につきましては、発生件数が十五件、主な被害品としては、リンゴ、梅、サクランボとなっております。

令和三年中につきましては、発生件数が同じく十五件、主な被害品としては、リンゴ、桃、プルーンとなっております。

本年につきましては、十月末時点で発生件数が十二件、主な被害品としては、リンゴ、スイカ、トウモロコシとなっております。

次に、農作物の盗難被害を防止するための県警察の取組についてお答えいたします。

県警察では、農作物の収穫時期に応じて、その盗難防止に向けた警戒強化を図っております。

具体的には、農作物の生産が盛んな地域を管轄する警察署において、盗難発生が懸念される深夜時間帯を中心に、防犯指導隊や農協、自治体などの関係機関、団体と合同でパトロールを実施しております。

また、生産者に対しては、収穫した農作物の野積みを抑えること、小屋や倉庫に鍵をかけること、畑の見回りを行うこと、不審者や不審車両を見かけた際は通報することなどを注意喚起するチラシを配布するとともに、畑周辺における防犯カメラやセンサーライト等の防犯機器の設置を指導するなど、盗難防止対策に取り組んでおります。

県警察といたしましては、今後も農作物の収穫時期に合わせ、関係機関や団体と連携しながら、盗難防止に向けた取組を強化してまいります。

○議長（三橋一三） 和田議員。

○七番（和田寛司） 答弁ありがとうございます。

一つだけ——全部絶対必要なことだと思いますが、知事をお願いして終わりたいと思います。

販売拡大については、これからも全国あちこちに行くと思われませんが、忙しい中、本当に大変御苦労さまでございます。たまには健康診断とがん検診をちゃんと受けてからいろいろと出張してトップセールス活動をしていただきたいと思いますので、よろしく願って、終わります。

○議長（三橋一三） これをもって一般質問を終わります。

#### ◎議長休会提議

○議長（三橋一三） 本職から提議があります。

お諮りいたします。議案熟考のため、五日は休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三橋一三） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、明三日及び四日は県の休日ですから休会であります。

以上をもって本日の議事は終了いたしました。

十二月六日は午前十時三十分から本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後四時四十四分散会